

国史跡武蔵国府跡保存管理計画

平成 26 年 3 月

府中市教育委員会

目 次

I	沿革と目的	1
1.	計画策定の沿革	1
(1)	府中市の市名の由来	1
(2)	国史跡武蔵国府跡	1
2.	計画の目的	1
3.	検討協議会の設置・審議経過	2
(1)	委員名簿	2
(2)	審議経過	3
II	国史跡武蔵国府跡の概要	4
1.	国史跡武蔵国府跡の概要	4
(1)	府中市の地理的位置	4
(2)	国史跡武蔵国府跡の位置	4
(3)	国史跡武蔵国府跡の周辺の歴史的環境	5
(4)	国史跡武蔵国府跡の歴史	9
2.	指定に至る経緯	13
(1)	経緯	13
(2)	国衙地区	15
(3)	国司館地区	15
3.	指定の状況	16
(1)	指定理由とその範囲	16
(2)	指定地の現況	19
III	保存と管理	32
1.	基本方針	32
(1)	保存管理の基本的方向性	32
(2)	基本方針	32
2.	保存管理の方法と現状変更等の取扱方針及び取扱基準	33
(1)	国衙地区	33
(2)	国司館地区	41
3.	史跡指定地周辺の保存管理	45

IV	整備・活用	47
	(1) 現状と課題	47
	(2) 基本方針	47
	(3) 活用の施策	47
V	運営及び体制整備	50
	(1) 現状と課題	50
	(2) 基本方針	50
	(3) 施策	50
VI	今後の課題	52

附 編

- ・国史跡武蔵国府跡保存整備活用検討協議会設置要綱
- ・文化財保護法
- ・「社会的調査の結果」についての資料

■用語の定義

「こくちやう国庁」 こくふ国府の中心となる役所の中核施設。儀式、饗宴又は政務の場として機能した国府の政庁。

「こくが国衙」 「こくがいま国衙域」 国庁とその周囲に設けられた国の行政事務や維持・管理・運営に関わる役所群。これらが整然と配置された区画の範囲を「国衙域」とする。

「こくふ国府」 「こくふいま国府域」 国庁・国衙を含む総体としての一般名称として「国府」を用い、国庁・国衙の周辺に営まれた官衙施設群、こくしのたち国司館、国衙で労役に従事する徭丁や軍団兵士の宿所、市、国学の学校、国博士らの居所、百姓の民家などを含む国府全体の範囲を「国府域」とする。

「こくしのたち国司館」 中央の都から派遣される地方官である国司が宿泊滞在する施設で、そこで客人を招いて開かれた饗宴や儀礼、政務を司った場所としても利用されていたように、国司の任国経営の行政的、経済的拠点でもあった施設。

I 沿革と目的

1. 計画策定の沿革

(1) 府中市の市名の由来

全国各地に残る「府中」をはじめとする、「国府」・「国衙」及びこれに類似する地名は、古代律令国家が各地に設置した国府の名残である場合が多く、府中市の場合も「武蔵国」の国府の所在地であったことにちなむ市名である。

武蔵国府の位置について、平安時代中期に作られたわが国最古の漢和辞書『和名類聚抄』に、「多麻郡」に在りと記されており、これについて、多くの先学により所在地の検討が行われてきた。

(2) 国史跡武蔵国府跡

東京都府中市は、「国府の中」という市名の由来にあるように、今から 1300 年前の奈良時代に、古代武蔵国の政治・経済・文化の中心であった国府が置かれた歴史のある町である。

国史跡武蔵国府跡は、府中市教育委員会が、多くの市民や事業主の理解と協力によって 35 年以上に及ぶ発掘調査を実施してきた結果、国府域の実態が明らかとなるとともに、都市部にありながら国府の中核施設である国衙跡が大國魂神社境内に保存されてきたことが高く評価され、平成 21 年に大國魂神社境内を中心とする国衙域の西半分が国史跡に指定された。

またこの国衙地区の南西約 50m の至近、府中崖線が多摩川に向かって舌状に張り出した河岸段丘の縁辺から、古代武蔵国府の国司館跡、中世の区画溝、近世徳川家康御殿関係の遺構という古代から近世に至るまでの府中市の歴史を語る上で欠くことのできない、きわめて重要な遺構群が発見されたことから、古代武蔵国府の初期国司館とみられる建物群については、国史跡武蔵国府跡の追加指定として、国の史跡に指定を受け、この地区が保存されることとなった。

国史跡の指定を受け、府中市教育委員会は、本格的な本史跡の保存・整備・活用事業を開始し、土地所有者、地元住民代表、近隣住民並びに教育関係者、学識経験者等による保存整備活用検討協議会を組織し、具体的な保存活用事業が審議されるに至った。この日本の歴史上極めて重要な本史跡を適切に保存し、確実に未来へ継承していくために、史跡の保存管理計画の策定が求められていることから、国史跡武蔵国府跡の保存管理計画を策定することとした。

2. 計画の目的

武蔵国府跡は、市街化が進む東京都府中市の中心にありながら、昭和 50 年から 40 年近くに及ぶ発掘調査によって、国内で最も国府域の具体的な様相が明らかになっている。

本史跡は武蔵国府の実態をよく示すとともに、古代から近世にかけての地域の歴史や古代武蔵国の政治情勢、律令国家における地方行政制度を解明する上で、重要な遺跡である。本史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、適切な保存と次世代への確実な伝達を行なうために本保存管理計画を策定し、国史跡としての保存・整備及び活用を図っていくものである。

3. 検討協議会の設置・審議経過

(1) 委員名簿

国史跡武蔵国府跡保存整備活用検討協議会

(50音順、敬称略)

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	亀山 章	東京農工大学名誉教授
	◎坂 詰 秀一	立正大学名誉教授
	佐藤 信	東京大学大学院教授
	野澤 康	工学院大学副学長
	藤井 恵介	東京大学大学院教授
	松本 三喜夫	郷土史研究家
関係団体代表	大津 貞夫	府中観光協会理事
	○大室 容一	府中観光協会会長
	猿渡 昌盛	宗教法人大國魂神社宮司
	長島 剛	多摩信用金庫価値創造事業部長
	永山 健一	J R 東日本八王子支社総務部企画室担当課長
	濱中 重美	むさし府中商工会議所会頭
	武藤 学	J R A 東京競馬場副場長
市民代表	北島 和一	(前)国司館と家康御殿整備活用検討懇談会座長
市職員	青木 浩一	府中市都市整備部長
	今坂 英一	府中市生活環境部長
	中川 健介	府中市市民協働推進本部長
	町田 昌敬	府中市政策総務部長

◎会長 ○副会長

指導・助言者

山下 信一郎 文化庁文化財部記念物課文化財調査官（史跡部門）
 市原 富士夫 文化庁文化財部記念物課文化財調査官（整備部門）
 伊藤 敏行 東京都教育庁地域教育支援部管理課長補佐兼埋蔵文化財係長
 深澤 靖幸 府中市郷土の森博物館学芸係長

事務局

府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課

コンサルタント

株式会社歴史環境計画研究所

(2) 審議経過

平成 25 年度第 1 回

開催日 平成 25 年 7 月 11 日 (木)

- (1) 会議の公開について
- (2) 今後の進め方について
- (3) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画について
- (4) その他

平成 25 年度第 2 回

開催日 平成 25 年 9 月 26 日 (木)

- (1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画(案)について
- (2) その他

平成 25 年度第 3 回

開催日 平成 26 年 1 月 21 日 (火)

- (1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画における現状変更等の取扱基準について
- (2) その他

平成 25 年度第 4 回

開催日 平成 26 年 2 月 7 日 (金)

- (1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画 (案) について
－主に整備・活用の観点から－
- (2) その他

平成 25 年度第 5 回

開催日 平成 26 年 3 月 10 日 (月)

- (1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画 (最終案) について
- (2) その他

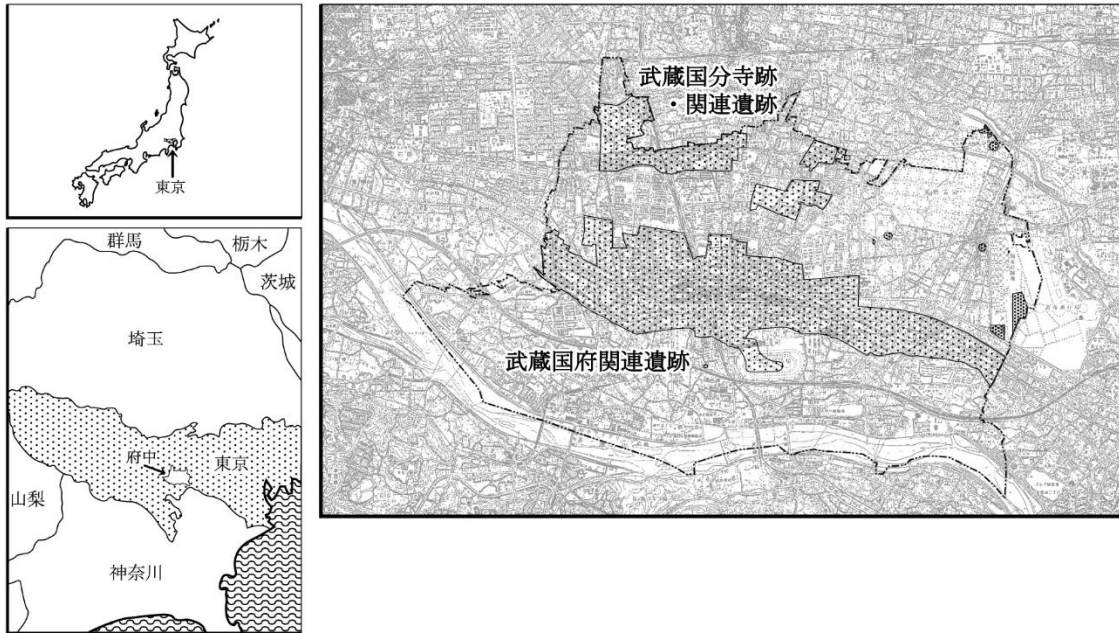
II 国史跡武蔵国府跡の概要

1. 国史跡武蔵国府跡の概要

(1) 府中市の地理的位置

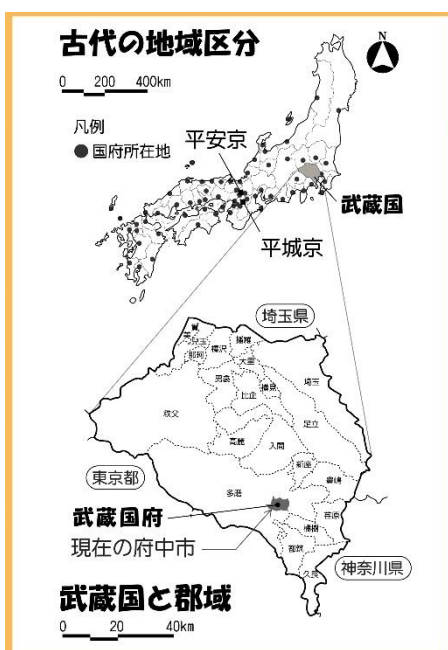
国史跡武蔵国府跡を含む武蔵国府関連遺跡が所在する府中市は、東西に長い東京都の中央南側に位置する。古代の武蔵国（現在の東京都と埼玉県と神奈川県の一部を含む範囲）においては、武蔵国の南側中央部に位置している。

図1 遺跡位置図



(2) 国史跡武蔵国府跡の位置

図2 古代の地域区分と武蔵国府



古代武蔵国は、多磨郡、都筑郡、久良郡、橘樹郡、荏原郡、豊島郡、足立郡、新座郡、入間郡、高麗郡、比企郡、横見郡、埼玉郡、大里郡、男衾郡、幡羅郡、榛澤郡、賀美郡、兒玉郡、那珂郡、秩父郡の21郡からなり、中心となる国府が現在の東京都府中市に置かれた。

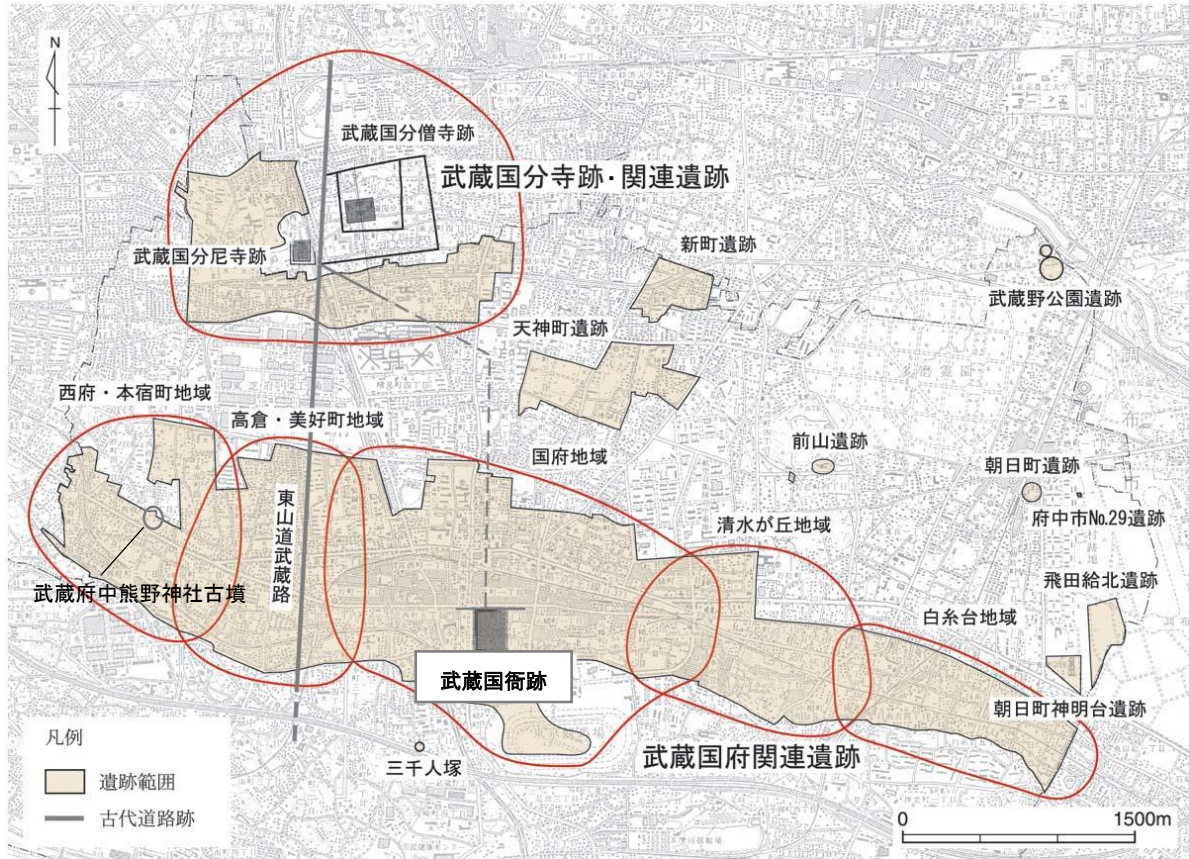
武蔵国府関連遺跡は、市域中央に位置し、東西が調布市境から国立市境までの約6.5 km、南北が府中崖線に沿って立川段丘上から、一部崖線下の沖積低地に及ぶ最大1.8 kmを計る広域な遺跡である。

そのうち国史跡武蔵国府跡は、大國魂神社境内とその東側およびその西南約50mの台地上の縁辺部に位置する。

(3) 国史跡武蔵国府跡の周辺の歴史的環境

武蔵国分寺跡・関連遺跡や武蔵府中熊野神社古墳に代表される古墳等は、武蔵国府跡と密接な関係があり、奈良・平安時代の遺跡と武蔵国府関連遺跡は、次図のように地域区分されている。

図3 武蔵国府関連遺跡と周辺の遺跡

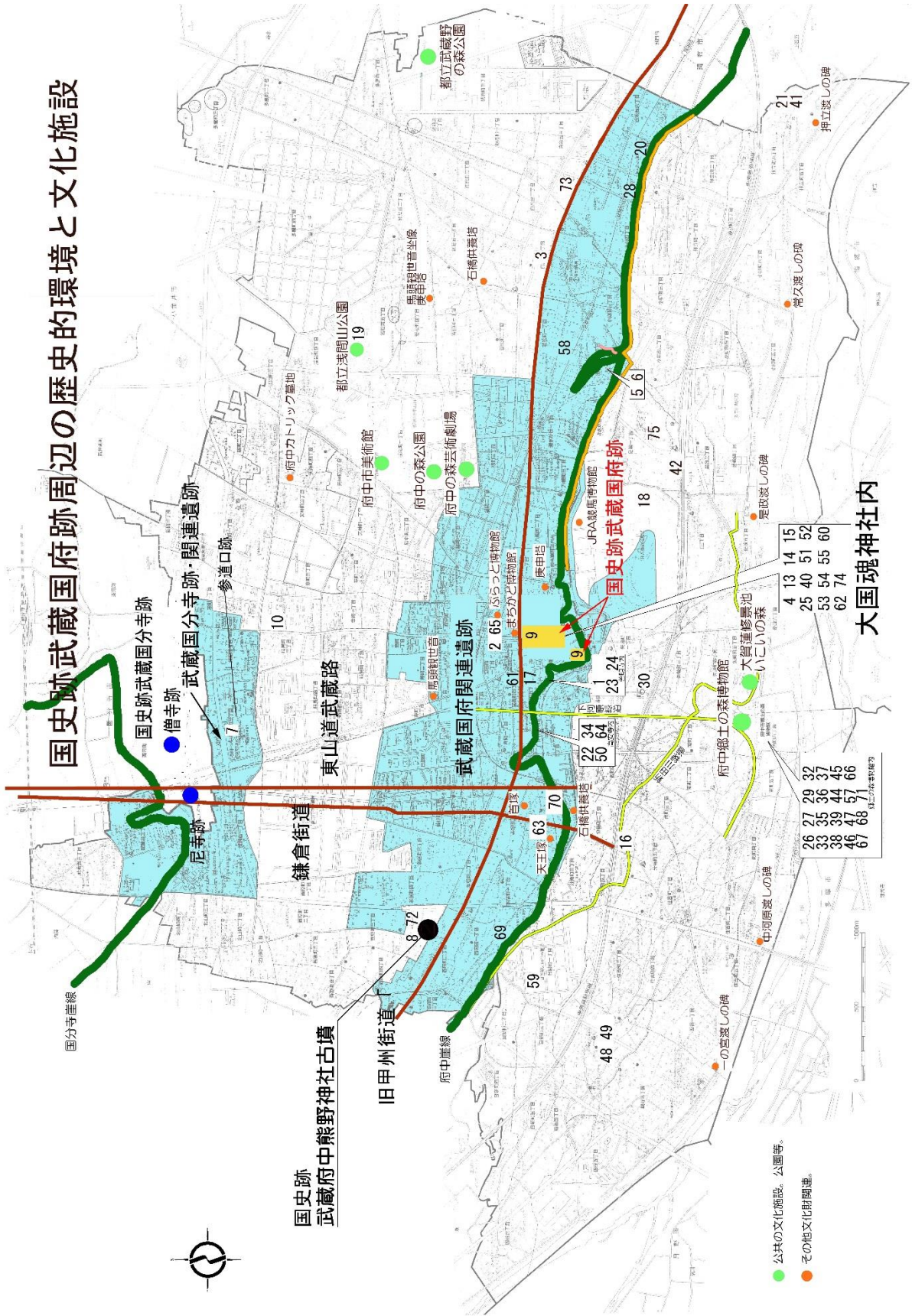


さらに広域に周辺の歴史的環境を構成する文化財及び府中市の文化施設の配置は次図の通りであり、府中市は長い歴史と伝統のある町であることがわかる。

府中市は、先史時代より近世・近代にわたる様々な歴史的環境のなかにあるが、国指定文化財9件をはじめ、都指定文化財・市指定文化財など無形文化財も含めて、75件の文化財がその証として保存されている。(平成26年3月25日現在の一覧)。

大正2年に国指定を受けた鉄造阿弥陀如来坐像(附 鉄造阿弥陀如来立像、善明寺所有)をその第1番目とし、最も新しく指定を受けた文化財は、都指定有形文化財(考古資料)武蔵台遺跡23号住居跡出土品19点である。

図4 国史跡武蔵国府跡周辺の歴史的環境



文化財一覧（平成26年3月25日現在）

※一般公開されていない文化財もありますので、
見学にあたっては、文化スポーツ部文化振興課文
化財係へご連絡下さい。

国指定文化財

番号	名称	所在地	所有者	指定年月日	文化財類別
1	鉄造阿弥陀如来坐像 附 鉄造阿弥陀如来立像	本町1-5	善明寺	大2.4.14	重要文化財
2	馬場大門のケヤキ並木	宮町・宮西町他	大國魂神社	大13.12.9	天然記念物
3	銅造阿弥陀如来立像	白糸台1-11	上染屋八幡神社	昭3.8.17	重要文化財
4	木造狛犬	宮町3-1	大國魂神社	昭24.2.18	重要文化財
5	南部家文書	清水が丘3丁目	個人	昭59.6.6	重要文化財
6	薙刀無銘一文字	清水が丘3丁目	個人	昭61.6.6	重要文化財
7	武蔵国分寺跡(武蔵国分寺参道口跡)	柴町3-17	東京都	平17.3.2	史跡
8	武蔵府中熊野神社古墳	西府町2-9	熊野神社	平17.7.14	史跡
9	武蔵国府跡	宮町2-5, 3-1 本町1-14	府中市・大國魂神社 府中市	平21.7.23 平23.2.7	史跡

国登録有形文化財

番号	名称	所在地	所有者	登録年月日	文化財類別
10	東京農工大学農学部本館	幸町3-5	国	平12.10.11	登録有形文化財

国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

番号	名称	所在地	保存団体	選択年月日	文化財類別
11	武蔵府中の太鼓講の習俗	宮西町	大國魂神社太鼓講中	昭54.12.7	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

文部科学省認定重要美術品

番号	名称	所在地	所有者	認定年月日	文化財類別
12	紙本墨書後柏原天皇宸翰御詠草	浅間町3丁目	個人	昭12.12.24	重要美術品
13	木彫仏像五体	宮町3-1	大國魂神社	昭23.4.27	重要美術品
14	古鏡四面	宮町3-1	大國魂神社	昭23.4.27	重要美術品
15	古写本三種	宮町3-1	大國魂神社	昭24.4.13	重要美術品

都指定文化財

番号	名称	所在地	所有者(管理者)	指定年月日	文化財類別
16	分倍河原古戦場	分倍町2丁目付近一帯	民有地(府中市)	大8.10.1	旧跡
17	府中高礼場	宮西町5-1	大國魂神社	昭4.10.2	旧跡
18	井田是政墓	日吉町1(東京競馬場内)	個人	昭4.10.2	旧跡
19	人見原古戦場	浅間山の周辺	—	昭11.3.4	旧跡
20	浅野長政隠棲の跡	白糸台5丁目	個人	昭12.7.22	旧跡
21	川崎定孝墓	押立町4丁目	個人	昭12.10.18	旧跡
22	木曾源太郎墓	片町2-4	高安寺	昭14.5.1	旧跡
23	依田伊織墓	本町1-5	善明寺	昭14.5.1	旧跡
24	西園寺実満墓	本町1-5	善明寺	昭14.5.1	旧跡
25	大國魂神社本殿	宮町3-1	大國魂神社	昭37.3.31	有形文化財(建造物)
26	蓮華形磬	南町6-32	妙光院(郷土の森博物館)	昭39.4.28	有形文化財(工芸品)
27	旧府中町役場庁舎	南町6-32	府中市(郷土の森博物館)	昭62.2.24	有形文化財(建造物)
28	双盤念仏	白糸台5-20(本願寺内)	車返本願寺結衆講	平3.3.8	無形民俗文化財(風俗慣習)
29	旧三岡家長屋門	南町6-32	府中市(郷土の森博物館)	平7.3.27	有形文化財(建造物)
30	三千人塚	矢崎町2丁目	個人	平17.2.22	史跡
31	武蔵府中のくらやみ祭	宮町3-1(大國魂神社内)	武蔵府中くらやみ祭保存会	平22.3.23	無形民俗文化財(風俗慣習)
32	武蔵台遺跡23号住居跡出土品19点	南町6-32	府中市(郷土の森博物館)	平26.3.25	有形文化財(考古資料)

市指定文化財

番号	名称	所在地	所有者(管理者)	指定年月日	文化財類別
33	小田原北条免税朱印状(2通)	南町6-32	高安寺 (郷土の森博物館)	昭34.12.11	有形文化財
34	野村瓜州の墓	片町2-4	高安寺	昭34.12.11	史跡
35	建長4年の三所宮板碑	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
36	応永16年の法華経板碑	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
37	鹿島神社懸仏	南町6-32	是政三丁目西部自治会 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
38	北条氏照の書翰(2通)	南町6-32	妙光院 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
39	井田墓地内の板碑(33基)	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭36.2.23	有形文化財
40	大國魂神社境内樹木の一部	宮西町3-1	大國魂神社	昭36.12.15	天然記念物
41	竜光寺阿弥陀如来像	押立町4-35	竜光寺	昭39.1.9	有形文化財
42	紹巴の賛のある渡唐天神の軸	是政2丁目	個人	昭39.1.9	有形文化財
43	関良雪の自画像軸	本町1丁目	個人	昭39.1.9	有形文化財
44	文禄3年の幣束立	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭39.1.9	有形文化財
45	文禄3年の検地帳	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭40.3.11	有形文化財
46	天正18年の検地帳	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭40.3.11	有形文化財
47	天正8年の鯛口	南町6-32	個人 (郷土の森博物館)	昭40.3.11	有形文化財
48	有海の鞍	四谷2丁目	個人	昭40.3.11	有形文化財
49	文禄3年在銘の鞍	四谷2丁目	個人	昭40.3.11	有形文化財
50	高林吉利の墓	片町2-4	高安寺	昭45.8.24	旧跡
51	徳川慶喜自筆の額	宮町3-1	大國魂神社	昭47.6.30	有形文化財
52	徳川家の朱印状(12通)	宮町3-1	大國魂神社	昭49.3.15	有形文化財
53	大國魂神社神宝の刀剣(3振)	宮町3-1	大國魂神社	昭49.3.15	有形文化財
54	大國魂神社鼓樓	宮町3-1	大國魂神社	昭56.10.16	有形文化財
55	大國魂神社神宝の刀剣(1振)	宮町3-1	大國魂神社	昭56.10.16	有形文化財
56	府中囃子	-	府中囃子保存会	昭58.4.22	無形民俗文化財
57	旧河内家住宅	南町6-32	府中市 (郷土の森博物館)	昭58.5.27	有形文化財
58	甲州街道常久一里塚跡	清水が丘3-15	府中市	昭59.1.27	史跡
59	甲州街道本宿一里塚跡	日新町1-10	日本電気(株)府中事業場	昭59.1.27	史跡
60	大國魂神社奉納刀剣(10振)	宮町3-1	大國魂神社	昭60.1.25	有形文化財
61	矢島稲荷の大ケヤキ	宮西町4丁目	個人	昭61.5.23	天然記念物
62	久世大和守寄進物(7品)	宮町3-1	大國魂神社	昭63.12.26	有形文化財
63	八雲神社脇の元応の板碑	美好町3-40	八雲神社氏子中	平1.8.23	有形文化財
64	高安寺観音堂	片町2-4	高安寺	平2.12.26	有形文化財
65	ケヤキ並木馬場寄進の碑	宮町1-5	大國魂神社	平5.12.22	有形文化財
66	高倉古墳群出土銀象嵌大刀その他	南町6-32	府中市 (郷土の森博物館)	平6.2.25	有形文化財
67	長福寺出土の板碑群	南町6-32	長福寺 (郷土の森博物館)	平8.4.8	有形文化財
68	仏像を伴った中世壘墓出土一括品	南町6-32	府中市 (郷土の森博物館)	平13.10.30	有形文化財
69	高倉塚古墳	分梅町1-11	府中市	平13.10.30	史跡
70	御嶽塚	西府町1-9	府中市	平16.3.31	史跡
71	国史跡武蔵府中熊野神社古墳出土銀象嵌鞘尻金具他一括品	南町6-32	府中市 (郷土の森博物館)	平18.5.29	有形文化財
72	熊野神社本殿・拝殿	西府町2-9	熊野神社	平20.5.30	有形文化財
73	旧陸軍調布飛行場白糸台掩体壕	白糸台2-17	府中市	平20.11.27	史跡
74	大國魂神社の木造獅子頭	宮町3-1	大國魂神社	平26.2.19	有形民俗文化財

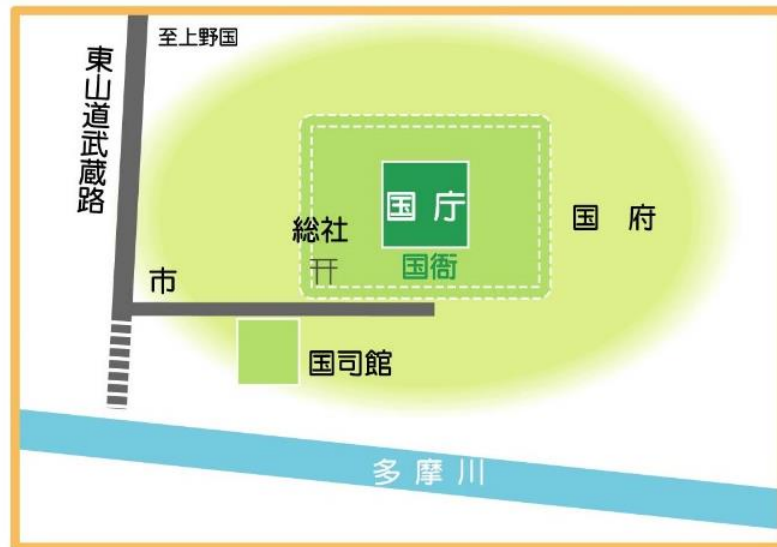
市登録有形文化財

番号	名称	所在地	所有者(管理者)	指定年月日	文化財類別
75	谷中真吾彰徳碑	是政1-34 (市立府中第八小学校校庭内)	府中市	平20.11.27	有形文化財 (歴史資料)

(4) 国史跡武蔵国府跡の歴史

①古代

図5 武蔵国府イメージ図



古代国家は、地方支配のため全国を五畿七道に区分し、60余りの国を置き、各国に「国司」と呼ばれる地方官を派遣した。その国司が政務を行い、元日朝賀に代表される儀礼の場でもあった役所の中核施設が国庁、国庁の周辺2～3町四方規模で広がる曹司（官衙）群域が国衙、国庁・国衙の周辺に営まれたその他の官衙、国司館、市、社寺、各郡の出先施設、労役に従事する徭丁や軍団兵士の宿所、百姓の民家などを包括的に含めた範囲が国府である。武蔵国府については、都との間を結ぶ東山道武蔵路が、国府西辺を南北に走っていることが確認されている。

国庁の造営は、国衙地区の遺構の在り方や、各地の事例などから八世紀前半の平城京遷都ごろと考えられるが、国府域が生まれるのは、それに先立つ七世紀末～八世紀初頭に遡ると考えられる。

八世紀前半に造営された国庁は、八世紀中頃の国分寺造営を契機に、主要建物の瓦葺化が行われる。その後、主要建物は掘立柱建物から礎石立建物へと建て替えが行われている。

国庁の終焉については、主要建物の瓦葺化の際、^{せん}塼が敷かれているが、この塼が十一世紀入ると国府へ流出することから、十世紀後半ごろには塼を敷く建物、すなわち国庁が使われなくなり、塼が国府内に持ち出されたものと想像される。しかし、国庁終焉後も国府内には竪穴建物が数多く認められることから、政治の場が国庁から国司館などへ移っただけで、国府の政治拠点としての地位は、中世府中へと引き継がれている。

国庁造営以前の国司の政務の場については、国司館地区の発掘成果から、国司館が中央に儀礼を行なえる広場を有するコの字型配置を採っており、加えて国庁造営以前に遡る可能性があることから、ここで行われた可能性が考えられる。国司館地区の国司館は、国分寺造営段階以降は古代の遺構がほとんど検出されておらず、国分寺造営ごろには館としての役割を終え、遺構を伴わないような眺望を活かした庭園などとして管理されていたことが考えられる。

②中世

武蔵国衙は、大國魂神社からその東側にかけての国衙地区に存在したことが判明しているが、この大國魂神社という名称については明治以降の呼称で、それ以前は武蔵総社あるいは六所宮（六所明神）などと呼ばれていた。大國魂神社に関する古い記録はほとんど焼失しているため、その由緒や沿革に関する詳細は不明である。「総社」とは多くの祭神を一カ所に祀ったもので、国司の任国における神拝に関わる施設として、諸国の国府に置かれたと思われる。「六所宮」という名称は、『吾妻鏡』に初めて表れるが、総社及び六所宮共に、その詳細についてはわかっていない。

写真 1 東京都指定有形文化財（建造物）大國魂神社本殿



いずれにせよ、現在の府中市域が古代における武蔵国の政治・経済・文化の中心であったことは間違いない。古代の国庁は十世紀後半ごろに終焉を迎えたと考えられるが、武蔵国府においては、その政治拠点としての役割は変質しながらも受け継がれている。

中世の武蔵国府では、国庁・国衙に代わるシンボルとして六所宮が登場する。『義経記』の中に「武蔵の国府(こう)の六所の町」という記述があり、遅くとも、この書が成立した室町時代には、武蔵国府は六所宮によって象徴される町として認識されていたことがわかる。また中世の武蔵武士にとって、六所宮は精神的な支柱であったことは、彼らが起請文の対象にしたことでも明らかである。源頼朝は、江戸重長らの参陣を喜び、六所大明神に神馬と矢を奉納したと伝えられ(『源平盛衰記』)、寿永元(1182)年には、妻政子の頼家出産に際し、六所宮に安産を祈願している(『吾妻鏡』)。また同書には、貞永元(1232)年、六所宮拝殿修造のため武藤資頼が奉行となった旨の記事も見られる。

鎌倉幕府は、武蔵国を將軍直轄地として経済発展に努め、鎌倉と全国各地の要所を結ぶ交通網の整備に努めた。府中は、鎌倉と上州・信州方面との交通の結節点に当たる交通上の要衝であったが、その中でも特筆すべき事は、府中市域において、発掘によって明らかになっている中世の道路は、鎌倉街道上道を除くすべての道が六所宮及びその周辺で結節していることである。このことは、町の中心としての六所宮の位置を明示しているといってもよいだろう。

府中は、多摩川などの天嶮をひかえた平野という地形で、軍事上重要な地点でもあった。元弘3（1333）年、倒幕のために挙兵した新田義貞と幕府軍とが分倍河原において合戦、攻防の末新田軍が勝利し、これが鎌倉幕府滅亡の大きな契機となった。

鎌倉幕府の滅亡後も、全国各地における北条方残党による反乱、後醍醐天皇による建武中興の失敗、足利將軍家の内紛、南北朝対立等、政局が安定するまでにはかなりの時間がかかり、国府の機能は有名無実化していった。さらに関東では、南北朝統一後も、足利尊氏が東国勢力を押さえるために設置した鎌倉府と幕府とが対立、次いで鎌倉公方とその補佐役である関東管領上杉氏との対立、実権を握った上杉氏の内紛、と争いが続く。交通の要衝として重要な地位を占めていた府中は、鎌倉公方が六所宮の西約500mに位置する高安寺に何度も陣を置くなど、度々合戦の惨禍に見舞われている。

諸対立を制し関東における覇権を握ったのは、後北条氏である。この時代においても六所宮は、後北条氏やその重臣である遠山氏、あるいは武蔵国守護代であった大石氏などの手厚い庇護の下にあった。やがて天正18（1590）年、豊臣秀吉による小田原攻めで後北条氏による関東支配は終わりを告げ、新たな支配者として徳川家康が江戸城に入城する。

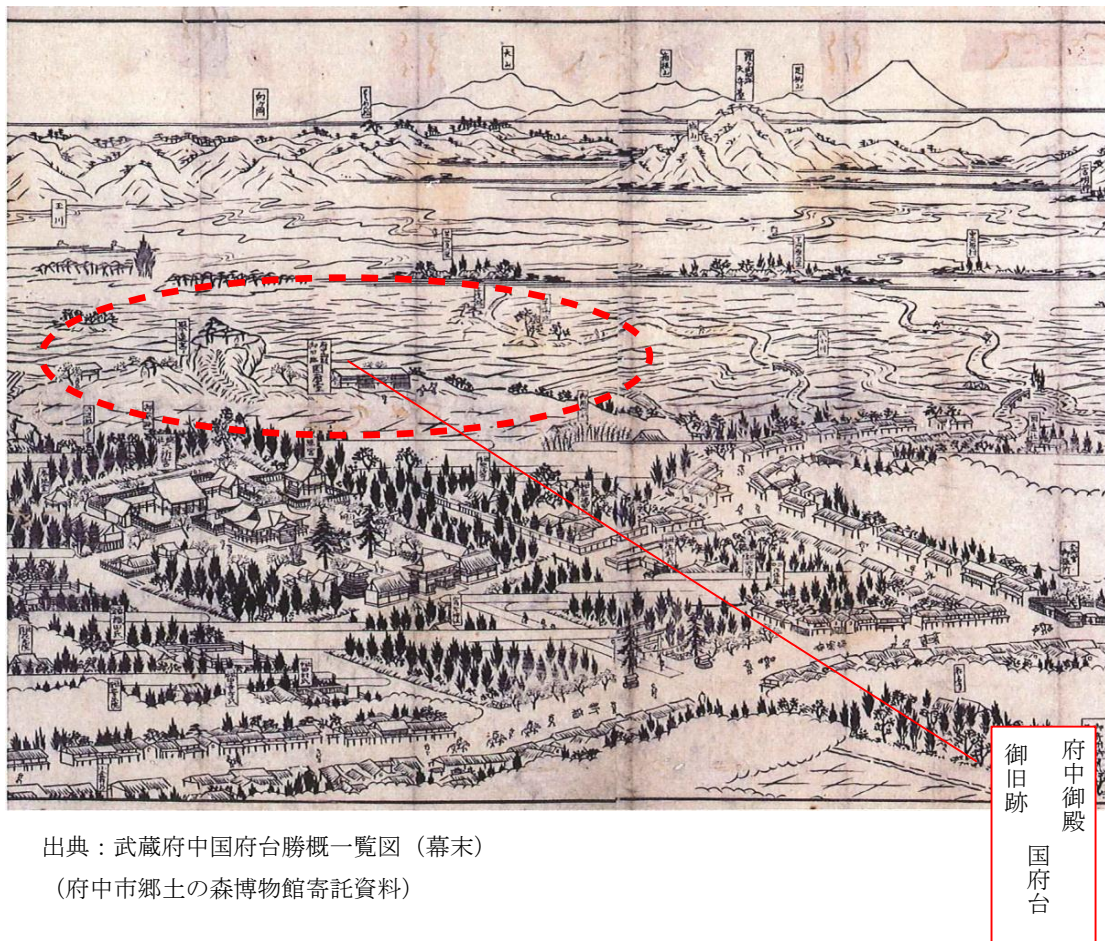
③近世

徳川家康は江戸城入城の年に、豊臣秀吉の奥州仕置の帰途に、秀吉の宿泊施設とするため、六所宮の西、現在御殿地と呼ばれている地に、急遽府中御殿を造営させたとされている。

江戸時代後期の地誌『武蔵名勝圖會』（植田孟縉）には、「御殿跡地 六所社地より僅かに隔てたる西の方にて丘陵の上なる平坦の地これなり。いまは広さ二町歩許。……玉川の流れを眼下に望みて崖岸の高さ三丈ばかりもあるべし。玉川向うは百草、一の宮、関戸、大丸あたりに続きたる山々を眺望する佳景の勝地なり。この地は上古官庁の跡なり。六所社伝にも国造の旧地なりと云。上古は国造なる人ここに住せしが、皇極天皇の御宇より国造を改めて国々へ国司を置き給い、帝都の官人その職に任ぜられて、任限中は国々へ下向して、その国の政を執り行いし官館の跡なり。……抑々この地に御殿御造営の初めは、小田原落去後豊臣太閤より関八州の地を参らせしより、神君御坐城の地をトし給いて江城に御定めあり、近国并に近郷の工匠に命じ給いて江城御修理の砌、府中、川越に畝獵の設けをなして旅館を造営すべし、府中は古えより府庁の地と兼ねて聞召されければ、その旧地へ営むべき旨の台命あり。……」とあり、江戸時代に入っても、この付近が古代武蔵国衙の所在地であったことが、人々の記憶の中に残っていたようで、家康は新たな領主となった武蔵国において、領国支配の正当性を示す上でも、ここに御殿を築くよう命じたものと思われる。家康は、ここで奥州仕置の帰途の豊臣秀吉の饗応、秀忠との対面などを行ったほか、鷹狩りなどでたびたび訪れたとされている。

一方、六所宮には江戸入城の翌年、家康は 500 石の地を寄進している。これは、武蔵国内の社領では二番目に多い石高で、家康が六所宮を重んじていたことがわかる。国府の機能停止及び度重なる戦火という災いに見舞われながらも、六所宮は依然として人々の信仰を集めていたことがうかがわれる。家康による手厚い保護を受けた六所宮では、関ヶ原の戦い、大坂冬の陣・夏の陣に際して、家康の命を受けて戦勝祈願を行った。これらの戦いに勝利し天下を掌握した家康は、六所宮の本社及び境内の末社を建立し、櫻並木と両側の馬場二筋を寄進したといわれている。そのケヤキ並木は「馬場大門のケヤキ並木」として、現在国の天然記念物に指定されている。

図6 指定地と大國魂神社周辺



出典：武蔵府中国府台勝概一覽図（幕末）
 （府中市郷土の森博物館寄託資料）

府中御殿は、正保 3（1646）年の大火で焼亡し、その後再建されることはなかったが、街道や宿場の整備が幕府によって行われ、六所宮周辺は、甲州街道の宿場町の中心として再び活気を取り戻していった。

全国の国府所在地は、国府が機能を失うと共に寂れて町としての機能をも失っていったところが多い。しかしながら府中の場合は、国府の機能が停止した中世以降も、六所宮の宗教的・社会的地位は失われることはなかった。その結果、六所宮を中心に町は維持され、江戸時代には甲州街道の宿場町として新たな発展を遂げ、現在に至っている。

2. 指定に至る経緯

(1) 経緯

武蔵国庁の所在地を巡っては、江戸時代に植田孟縉などにより説かれた御殿地説、戦後に入り提起された京所説、高安寺説、坪宮説、高倉説の5説が提起された。そして昭和43年に刊行された『府中市史』上巻では、これらの説が検討され、考古学的所見を基に、「京所廃寺址のあたりが、その候補地として浮かび上がり」「大國魂神社からその北一帯の地」と説明された。

府中市教育委員会では、昭和50年、埋蔵文化財保護法の一部改正に伴い府中市遺跡調査会が設立され、武蔵国府関連遺跡を含む市内遺跡の調査を行っていくこととなった。昭和52年、京所国庁推定地内西側で実施された調査で、掘立柱から礎石建ちに建て替えられた大型の建物跡が複数検出され、瓦・塼が多数出土した。また、竪穴建物跡が検出されるものの、これらは7世紀後半から8世紀初頭頃の所産と考えられ、建物群はこれを切って造られていることが明らかとなった。これらのことから、検出された建物群について、調査段階から国庁の一部である可能性が指摘された。

一方、その後も他説の推定地についての調査や、国府域全体での調査が網羅的に実施されたことで、武蔵国府に係る極めて多くの居住遺構が検出された。また、国衙以外の官衙施設の存在や、東山道武蔵路をはじめとする、国府と各地を結ぶ交通路の存在も解明されていった。

こうした国庁・国衙を取り巻く国府域の調査成果により、外堀が埋められていくかたちで、国庁・国衙の所在が絞られていき、京所国庁推定地内西側＝大國魂神社境内から東側にかけてに、国衙が所在することがほぼ確定され、平成13年度の調査以降、あらためて国庁を探索する調査が、この国衙域内で実施されることとなった。

これと並行して国衙域を画す溝の調査がなされ、南北約290m×東西140m以上の区画が確認され、さらにその中央部北寄りには、約100m四方と想定される国衙中枢と考えられる区画を検出し、国衙の規模が明らかとなった。また、この中枢部と考えられる区画の中心部で、平成16年度末より調査が開始され、全国で確認されている国庁正殿と同規模の建物跡が検出された。これらの成果は平成17年に府中市市制50周年を記念し開催されたシンポジウム「ここまでわかった武蔵国府」において市民に披露され、国衙中枢部分について、調査状況などの報告がなされた。先の調査がなされた土地は市有地化され、市史跡武蔵国府跡として整備を実施し、平成20年4月より一般公開を開始した。

府中市教育委員会は、本史跡の重要性を鑑み、次世代に伝えていくためのさらなる保存と活用を図るため、文化庁、東京都教育委員会及び土地の国衙域西半部分の大半を占める大國魂神社と協議を行った。平成21年1月、市史跡に大國魂神社境内を含めた範囲を国史跡として保存する旨、大國魂神社に依頼を行い、同意をいただいたことから、文部科学大臣宛に国史跡指定の申請を行った。国の文化審議会における審議を経て、平成21年7月23日付官報号外第154号文部科学省告示第113号で、大國魂神社境内とその東側について国史跡の指定を受けた（国衙地区）。

また、この国史跡指定地の西南約50mの台地上の縁辺部に位置する、府中市本町1丁目14番地

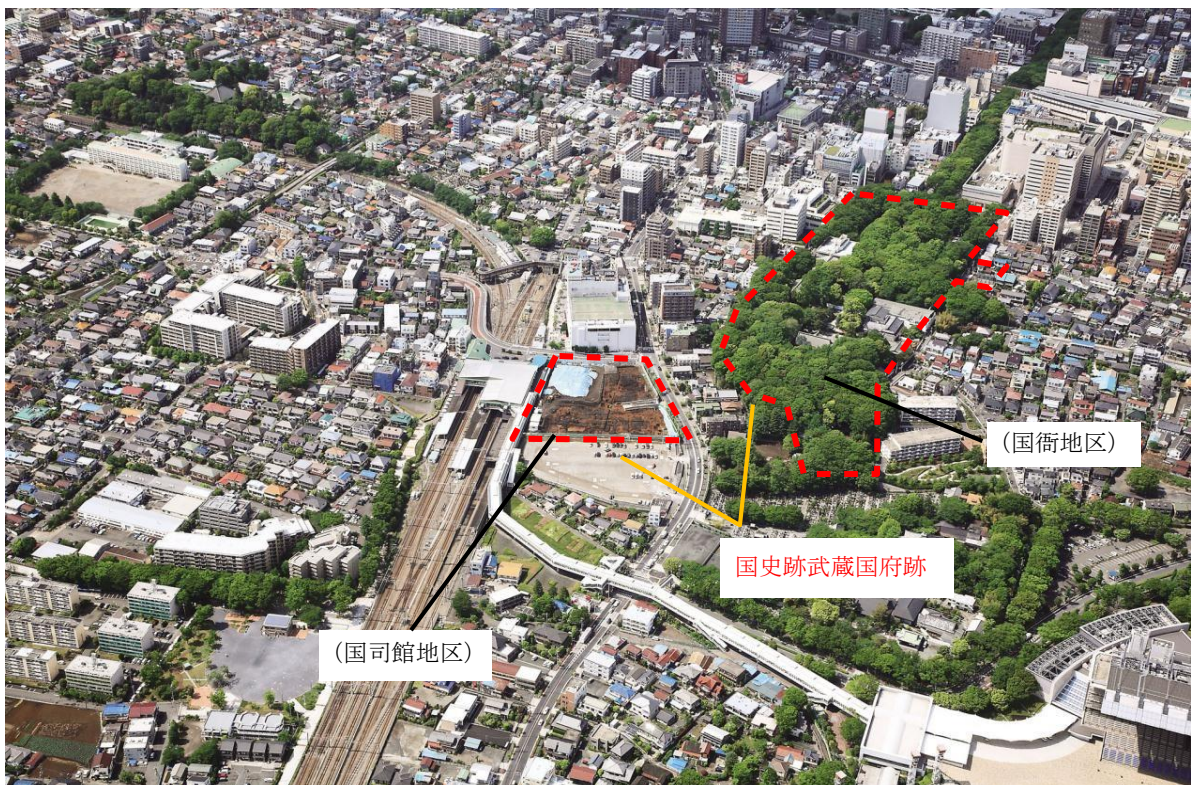
において、土地所有者である第一三共ビジネスアソシエ株式会社により発掘調査が開始されることとなった。本調査は、大きく、南区と北区の2つのブロックに分割して行うこととし、南区が平成20年10月20日より開始され、平成21年4月10日に終了した。その後、準備期間を経て、北区の調査が平成21年10月13日より開始された。

府中市教育委員会では、北区の調査が進むなかで、調査地区中央東側において、これまで武蔵国府跡では類例のない規則的に配置された古代の大型掘立柱建物群が発見され始めたことから、慎重に遺構の調査を行うよう指導した。その後、全国的にも貴重な古代武蔵国府跡の重要な施設であることがわかってきたことから、文化庁、東京都教育委員会及び土地所有者である第一三共ビジネスアソシエ株式会社と保存に向けた協議を行うこととなった。

平成22年5月15日には、土地所有者の協力によって現場説明会を開催したところ、1日で3,000人の来場者があり、関心の高さが証明された。

平成22年7月初旬、第一三共ビジネスアソシエ株式会社に対して、北区全体を公有地化し、国史跡として保存する旨依頼を行い、7月下旬に、土地所有者である第一三共ビジネスアソシエ株式会社及び株式会社イトーヨーカ堂から国史跡指定に同意をいただいたことから、北区全域の全面的な保存が決定し、文部科学大臣あてに国史跡指定の意見具申を行った。その後、文化庁による審議を経て、平成23年2月7日付官報号外第24号文部科学省告示第17号で、国史跡武蔵国府跡の追加指定が決定し、当該地が保存されることとなった（国司館地区）。

写真2 国史跡武蔵国府跡の位置



(2) 国衙地区

「国衙地区」は、府中市宮町二・三丁目に位置する。溝によって区画された南北 290m×東西 140m 以上の区画が武蔵国衙跡で、さらにその中央北寄りに溝によって区画された約 100m 四方の範囲が、瓦・埴の分布、微地形などから、武蔵国衙跡の中でも最も中枢的な区画であることが確認された。この中枢区画の中心部分から国衙西半分にあたる大國魂神社境内地を国史跡武蔵国府跡「国衙地区」という。

(3) 国司館地区

「国司館地区」は、「国衙地区」の西南約 50m、府中市本町一丁目に所在する。JR 南武線・武蔵野線の府中本町駅の東側に隣接し、東側には府中街道が南北に走っている。この場所は府中市の武蔵国府関連遺跡のほぼ中央南端に該当する。奈良時代初頭の大型建物群が発掘され、武蔵国府の初期国司館跡と推定されることから、国史跡武蔵国府跡「国司館地区」という。

3. 指定の状況

(1) 指定理由とその範囲

①指定内容

名 称	国史跡武蔵国府跡
指定履歴	平成 21 年 7 月 23 日指定 文部科学省告示第 1 1 3 号 平成 23 年 2 月 7 日追加指定 文部科学省告示第 1 7 号
所 在 地	東京都府中市宮町二丁目五番二 同 三丁目一番一、一番二、一番三 東京都府中市宮町二丁目一番一六と同三丁目一番一に挟まれ 同三丁目一番一と同三丁目六番三に挟まれるまでの道路敷を含む。 東京都府中市本町一丁目 1 4 番 1 外 2 筆
面 積	5 4, 5 0 3. 0 0 m ² (追加指定後の総面積) 既 指 定 地: 4 6, 6 9 0. 2 4 m ² 追加指定地: 7, 8 1 2. 7 6 m ²

②指定理由

1) 国衙地区

武蔵国府跡は、関東平野南西部の武蔵野台地上にあり、多摩川が形成した河岸段丘崖である府中崖線の縁辺に位置する古代の官衙遺跡である。その北北西約 2.7 キロメートルには史跡武蔵国分寺跡が、西北西約 2.2 キロメートルには七世紀後半の上円下方墳である史跡武蔵府中熊野神社古墳があり、西には、古代官道である東山道武蔵路とうさんどうむさしのみちが設けられている。この地には、武蔵国総社とされ、『吾妻鏡』等の文献にも見える「六所宮」に比定される大國魂神社おおくにたまがある。総社は国衙の近辺に設けられる場合が多いことから、大國魂神社境内地周辺は国府跡の有力な候補地とされてきた。

昭和 51 年度以降、府中市教育委員会は大國魂神社境内地およびその周辺一帯の八十か所以上で開発に伴う事前の発掘調査を実施している。その結果、国司館に比定される施設群、多摩郡の郡名寺院が推定される地域、四辺を溝で囲んだ区画等が存在し、これまでに八世紀から十世紀の竪穴建物が約 5000 棟検出され、東西約 2.2 キロメートル、南北 1.8 キロメートルの範囲に国府域が面的に拡がることが判明し、全国でも最もよく内容が把握されている国府跡として知られるようになった。

平成 13 年度からは、大國魂神社境内地および東隣接地等において、国府域の範囲・内容を確認するための発掘調査を実施し、建物群が整然と並ぶ区画を確認した。ここには、桁行七間、梁行二間で柱間寸法 3.0 メートルの東西棟建物と、その北 11 メートルに、これと同規模の身舎みやげに梁行一間の四面廂しめんびきしが付く東西棟建物の二棟の大型建物が主軸を揃えて存在する。また、南の東西棟建物の西約 12 メートルには、桁行三間、梁行三間の総柱そうぼしらの南北棟建物が南北に三棟、整然と配されている。これらは下層の竪穴建物が埋め戻される八世紀前半ころから造営され、八世紀中ごろに掘立柱から礎石建ちへ改修され、十世紀末には機能を失っていたと推定される。

この周囲では大型の溝が検出されており、建物群の南・西・北辺を区画する溝と考えられる。東辺は未調査であるが、南・北辺の区画溝の距離が約 100 メートルで、西辺の区画溝は二棟の大型東西棟建物の主軸線から約 50 メートルの位置に設けられていることから、西辺区画溝と対称の位置に東辺区画溝の存在が想定され、方 100 メートルの区画をなしていたと考えられる。また、さらにその外側を区画する二条の平行する溝も見つかっている。

これらの建物群のうち、北の東西棟建物は各地の国庁の正殿に匹敵する規模の建物であり、周辺からは磚が集中して出土していることから、国庁等、国府域の中心的な建物と考えられる。また、総柱の南北棟建物を脇殿とする説もある。これらの建物群を囲む溝で区画された範囲に国府域中心部が存在したと推定され、大國魂神社境内地はその西半部に当たる。

出土遺物としては、瓦や磚に武蔵国 21 郡中の 19 郡の郡名をへら書き、刻印、墨書で記しているものがみられ、注目される。このほか、国府域から陶硯、緑釉陶器、灰釉陶器、銅・鉄・石製の帯飾り等が出土している。

武蔵国府跡は中心部の施設配置がほぼ判明し、数回の建替えを経ながら八世紀前半から十世紀末まで存続することが明らかとなった。その内容は、古代の国府の実態をよく示すとともに、古代武蔵国の政治情勢を示すうえでも貴重である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

2) 国司館地区

武蔵国府跡は、武蔵野台地上、多摩川が形成した崖の縁辺に位置する。大國魂神社の境内地および周辺地域の発掘調査により、大型東西棟建物二棟と、その西に総柱の南北棟建物三棟が整然と配され、国府域中心部の様相が明らかとなった。国府域中心部の南、西、北辺には区画溝が検出され、方 100 メートルの区画をなしていたと考えられる。造営時期は八世紀前半ころで、八世紀中葉に掘立柱から礎石建ちへ改修され、十世紀末まで続いていたと推定される。

武蔵国府跡は中心部の施設配置がほぼ判明し、遺構変遷が把握されるなど国府の実態をよく示すとともに、古代武蔵国の政治情勢を知る上で貴重であることから、平成 21 年、史跡に指定された。

平成 20 年度、国府中枢区域の西側で店舗建築が計画され、発掘調査を実施したところ、七世紀後葉から八世紀前葉の正殿、前殿、脇殿と見られる計画的に配置された掘立柱建物とそれに付属する施設を検出した。正殿と見られる遺構は、桁行五間、梁行四間の身舎の四面に廂の付く掘立柱建物であった。「口館」という墨書土器が出土し、立地がちょうど府中崖線と呼ばれる眺望のよい段丘崖の縁辺であることから、初期の国司館である蓋然性が高いが、初期国庁あるいは迎賓館的な機能を備えた国府の関連施設であったと考えられる。なお、この場所には御殿という地名が残る。『新編武蔵風土記稿』(1830) など江戸時代の地誌類に、徳川家康が天正 18 年 (1590)、国司館の後に造らせたといわれる「府中御殿」に相当すると考えられる遺構が発見されたことも注目される。こうした発掘調査成果の重要性に鑑み、これらの遺構は現状保存されることとなった。

当該地域は、武蔵国府跡の構造を知る上で重要であることから、追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

③指定地の範囲

指定地の範囲は下記の図の通りである。

図7 国史跡武蔵国府跡範囲図



④土地所有

指定地の現在の土地所有状況は表2のとおりである。国衙地区の土地所有区分については、39頁「国史跡武蔵国府跡配置図」に記載している。国司館地区については、指定地全域が府中市の所有である。

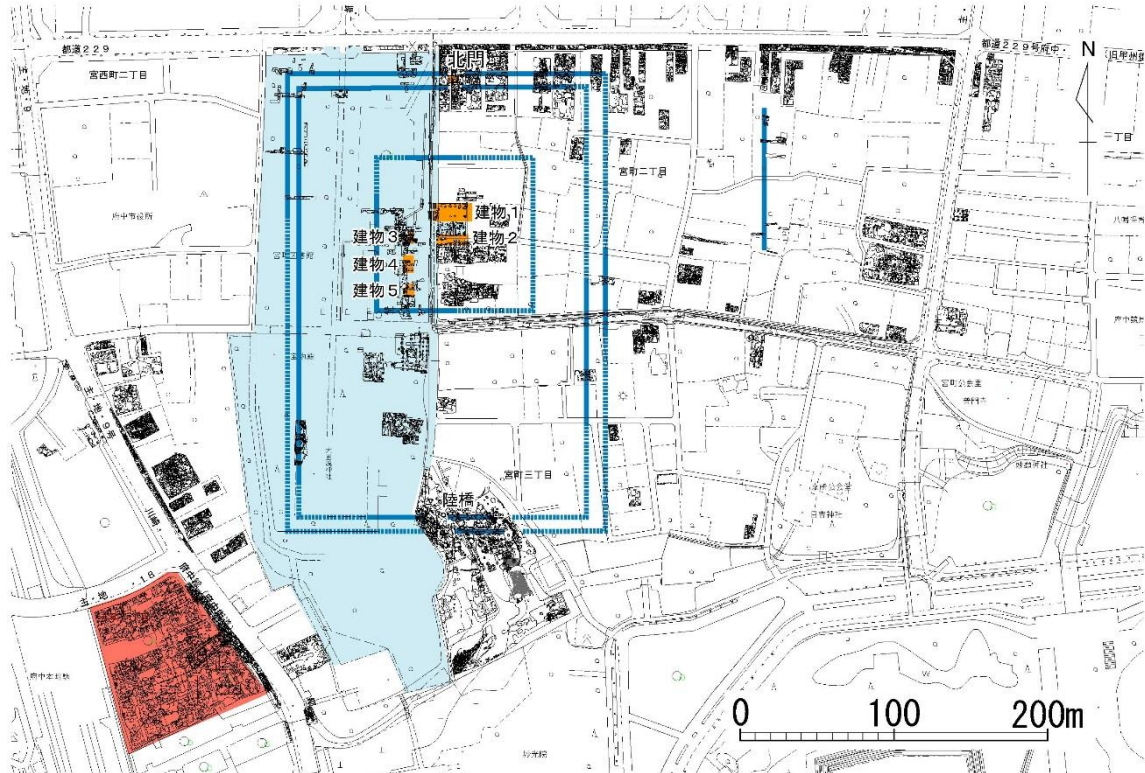
表2 指定地の土地所有状況

所有者	面積 (m ²)		合計
	国衙地区	国司館地区	
大國魂神社	42,635.13	—	42,635.13
府中市	4,055.11	7,812.76	11,867.87
合計	46,690.24	7,812.76	54,503.00

(2) 指定地の現況

①歴史的調査の結果（遺跡・文献・絵図・写真等）

図8 国史跡武蔵国府跡とその周辺の調査状況



1) 発掘調査の成果

【調査の経緯】

武蔵国府跡が東京都府中市に所在したとの見解は、すでに江戸時代には提出されている。これを考古学的方法で究明をはじめたのが甲野勇である。甲野は、市内各所で土師器・須恵器が出土することに着目し、国府の地における民家の配置その他によって条里復原の手掛かりを求めんとして、昭和29年から30年代にかけて、これら地点の発掘調査を実施し、多くの竪穴建物跡ほかの遺構を検出した。府中の地に国府の時代の遺構が遺存することを明らかにし、国庁・国衙の究明に発掘調査が有効であることを示したのである。また、これらの成果をもとに、いくつかの国庁推定地説が示され、以前からの説も含め、昭和43年刊行の『府中市史』では、五つの国庁推定地説が提起された。

昭和50年8月に、府中市街地の再開発への対応を含め、国庁・国衙究明を目的に府中市遺跡調査会が発足した。府中市遺跡調査会による調査は、国府という広域な遺跡を、市街地であることから小地点ごとに調査することを前提に、早い段階から国土座標を用いた市域全体を包括するグリッドを採用し、遺構番号も調査地点ごとで付けるのではなく連番制とし、小地点ごとの調査が将来の調査でつながり、広がることへの対応がなされた。この調査方針は、市教育委員会の指導の下、都埋蔵文化財センターや民間調査組織の調査にも徹底され、この方向性のもと、平成26年1月時点で市内1700箇所を超える調査が実施された。

【国衙地区の調査】

五つの国庁推定地の一つ、京所国庁推定地の西半部にあたる。瓦・埴が採集されることが以前から知られており、廃寺説も示されていたが、瓦・埴の採集範囲が広い点から、国庁説が存在した。

発掘調査は、昭和 37～38 年に大國魂神社境内中央部の宮之咩神社東側で最初に実施されて以降、90 回ほど調査が実施されている。調査当初から大型の掘立柱建物跡などが調査されていたが、宅地化が進んだ地域であるため、個々の調査地点は狭小で、遺構の性格を明確にすることは困難であった。特に、現在史跡整備が実施されている地点周辺の調査では、東西 7 間ないし 7 間以上の最終段階が礎石建ちになると考えられる東西棟の大型建物跡の一部が昭和 52 年段階で検出され、国庁の一部の可能性も指摘されていたが、これを確認するための、至近での調査可能空間を見出せずにいた。しかし、国衙北辺の区画施設(大溝)が、旧甲州街道沿いの開発が進むに従い明らかとなり、平成 13 年以降、武蔵国庁跡確認のための確認調査が実施されたことで、西辺・南辺についても、小規模ではあるが確認が進み、国衙中心位置の特定が進んだ。平成 16 年には、現在史跡整備が実施されている地点の確認調査で、先の東西棟の大型建物跡の規模が特定されるとともに、その北側でこれと建物中軸線をそろえて並行して建つ、東西棟の桁行 9 間×梁行 4 間の四面廂型建物跡が検出されるに至った。

写真 3
国衙地区で出土した硯



写真 4 郡名がへら書きされた埴



写真 5 郡名が押印された埴

このように、大國魂神社からその東側にかけての国衙地区では、大溝により画された南北約 290 m×東西 140m以上の区画が確認されており、さらにその中央部北寄りには、約 100m四方と想定される区画が位置している。前者区画内は、陶硯の破片が多数出土しているが、奈良時代初頭以降の竪穴建物跡や、土師器・須恵器の煮炊具や貯蔵容器といった遺物はほとんど検出されず、庶民の居住が制限された官衙空間と言え、武蔵国府の国衙と考えられた。その中にある後者区画は、区画内から瓦・埴が多量に出土し、区画中央には、それらが用いられたと考えられる東西棟の桁行 9 間×梁行 4 間の四面廂の大型建物跡と、その南に中軸線をそろえた桁行 7 間×梁行 2 間の大型建物跡が並行して建ち、その西側には総柱の建物 3 棟が棟をそろえ整然と建ち並んでいる。いずれの建物も、同位置で数回の建て替えを行った後、最終段階で礎石建ち建物となることから、他国の国庁と規模・変遷が類似しており、瓦・埴に武蔵国内 18 郡の郡名が付くことから国衙中枢施設にあたることは確実である。

【国司館地区の調査】

国衙地区南西至近に位置し、五つの国庁推定地の一つ「御殿地」にあたる。

当地は、平成 13 年まで工場が存在していたため、それまではこの地点についての考古学的知見は得られていなかったが、平成 13 年工場が廃され、駐車場になるにあたり立会調査が実施され、国衙地区とは異なり、表土中からの瓦出土を見ないことが明らかになり、その時点で国庁のような瓦葺建物を伴わない建物群の存在が推定されていたが、当該地区の性格を明らかにするまでには至っていなかった。

写真 6 墨書土器「□館」（※□は判読不明文字）

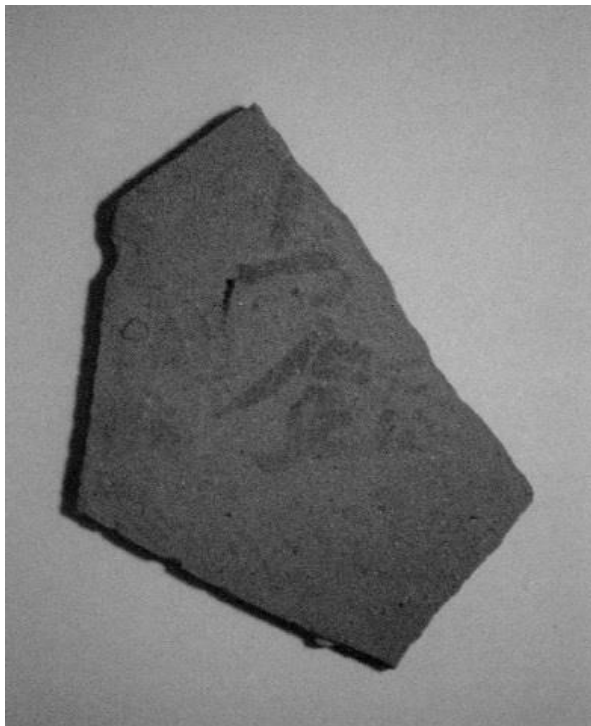


写真 7 金銅製の帯金具



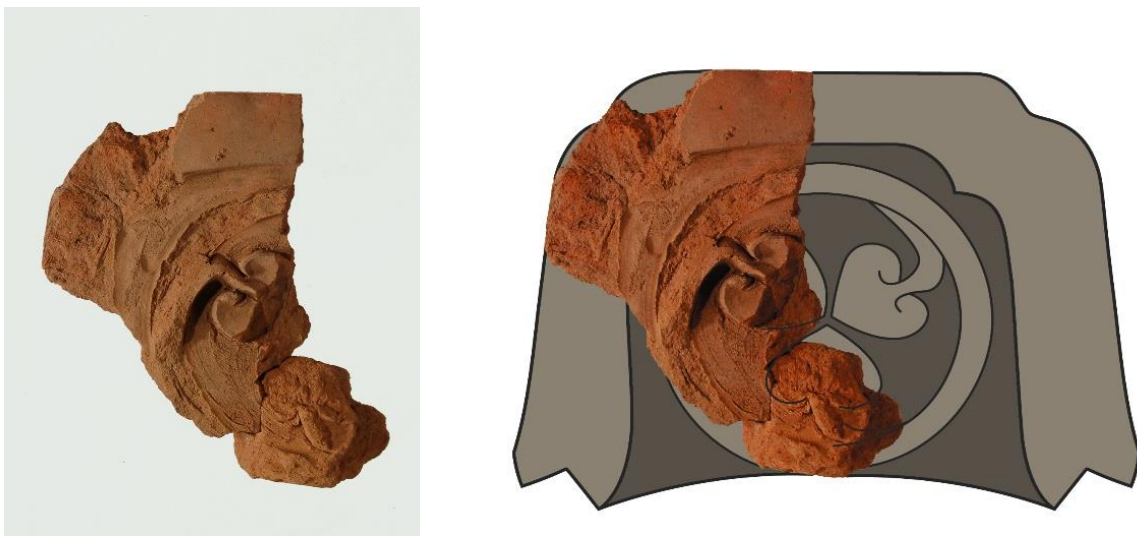
平成 20 年、商業施設建設を目的に発掘調査が実施され、四面廂建物を中心にコの字型に配置されたと考えられる建物群等が検出された。建物群は、国衙との位置関係、景観を重視した立地、建物配置の中に厨的性格を有するものと考えられる竪穴建物を計画的に配していること、「口館」墨書土器・金銅製の帯金具などの出土から、国司館と想定される。中央に儀礼などに用いる広場的空間を有するコの字型に配置された建物群については、出土遺物から 8 世紀前半の国衙中枢施設造営段階に並行するものと考えられたが、これに先行すると考えられる建物跡が存在し、国庁造営以前に遡る初期国司館の可能性が想定される重要な発見となった。

また、中世末から近世初頭の大規模な柵跡、内径が 1.8m もある大型井戸のほか、建物群などが検出された。特に、大型井戸の上層からは、府中御殿が大火によって焼亡するとされる『武蔵名勝図会』の記載に符合するような焼土と焼けた壁土・炭化材・釘に加え、徳川家の施設であったことを裏付ける三葉葵紋鬼瓦が出土し、ここが徳川家康の府中御殿の一部であることが確認された。

写真 8 大型井戸



写真 9 三葉葵紋鬼瓦とその復元



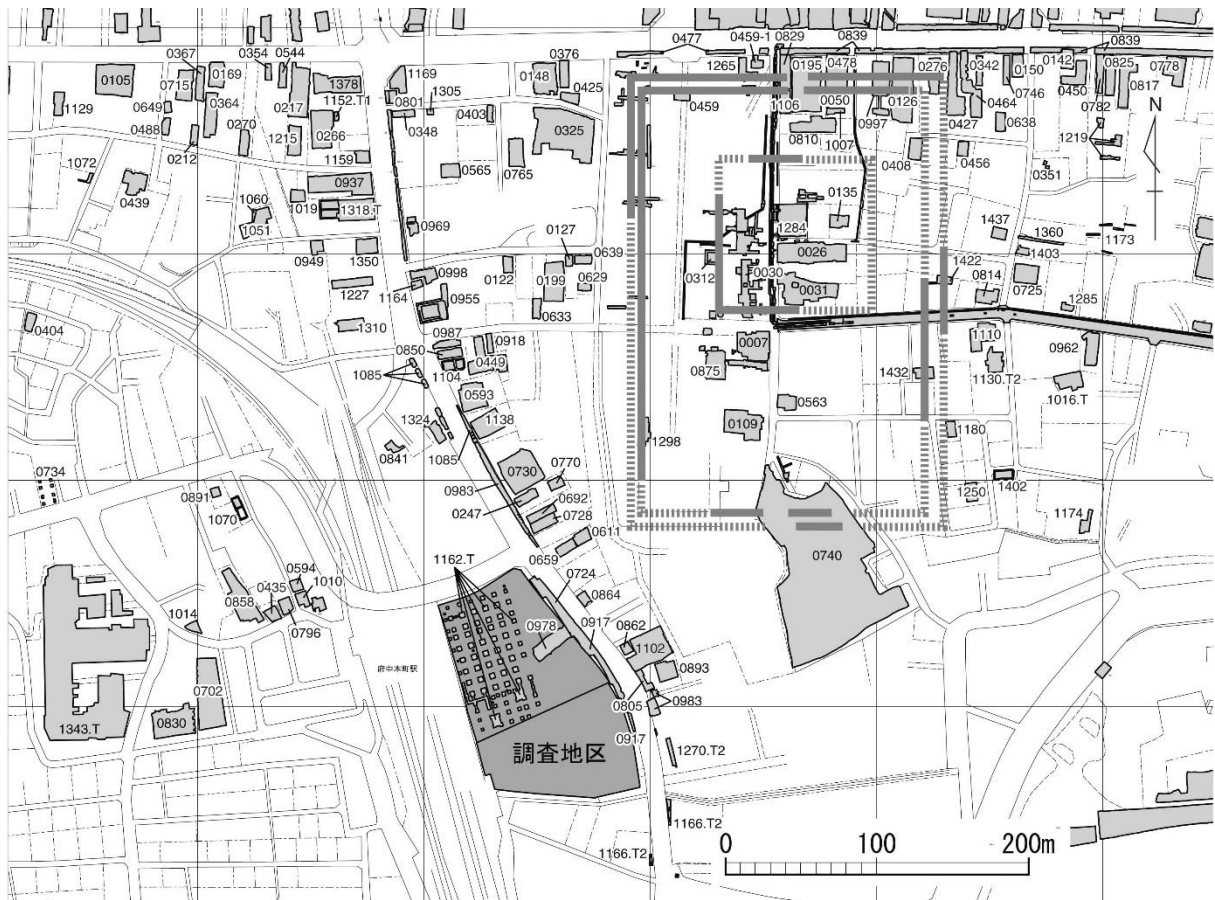
【指定地周辺の調査】

国衙地区・国司館地区周辺は、第9図に示した範囲内だけでも、平成24年時点で150箇所の調査が行われており、府中市内の中でもかなり調査が集中している地点の一つに挙げられる。

調査の多くは、東西に走る旧甲州街道沿いと、南北に走る府中街道沿いの、市街地の再開発に伴う調査であるが、旧甲州街道・府中街道の拡幅に伴う調査なども存在する。

近年は、住宅の耐震化に伴い基礎を深く設定するものが増え、これに伴う調査も増加したことで、宅地部分の調査事例も増えている。また、大國魂神社境内からその東側の宅地域に関しては、国庁保存目的の確認調査がこれに加わっており、今後新たな成果につながることを期待される。

図9 近隣の調査地区



2) 歴史・文化資源の状況

府中市では、大正期に指定された馬場大門のケヤキ並木や武蔵府中熊野神社古墳など75件が文化財として指定及び登録されている。

武蔵国府関連遺跡や武蔵国分寺跡・関連遺跡などの埋蔵文化財包蔵地については、都市化された市街地内の遺跡として、調査が進められており、徐々に当時の状況が明らかになってきた。

②自然的調査の結果（地形・地質等）

1) 地形

府中市は広大な関東平野の南を画す多摩川に面し、多摩川が生み出した河岸段丘の左岸に位置している。市城南端を東西に多摩川が流れ、それに沿って幅 1.5km ほどの沖積低地が広がっている。その北には幅 2.5km ほどの立川段丘が存在し、沖積低地と立川段丘の境には、比高差 4～6m の通称「ハケ」と呼ばれる段丘崖（府中崖線）が走っている。

沖積低地部分は、多摩川の旧河道の窪地帯や自然堤防などのわずかな起伏が見られるが、おおむね平坦で、立川段丘についても、旧河道に関わる小規模な埋没谷・埋没過程にある谷が沖積地より数本入り込むなど、部分的な起伏は存在するものの、ほぼ平坦な地形を呈している。

武蔵国府関連遺跡は、府中崖線に沿って立川段丘上から、一部崖線下の沖積低地まで広がっている。国司館地区は、府中崖線が南に舌状に張り出した台地縁辺部に位置し、崖線の高さは 8～15m だが、国司館地区の位置では約 9m の高低差がある。JR 武蔵野線・南武線や府中街道沿道の一部については崖線が改変されているが、大國魂神社南辺などは崖線の斜面地が良好な状態で残されている。

市内北部には、立川段丘の上位段丘である武蔵野段丘と、両段丘を分ける段丘崖（国分寺崖線）も一部見られ、ここに武蔵国分寺跡・関連遺跡が位置している。

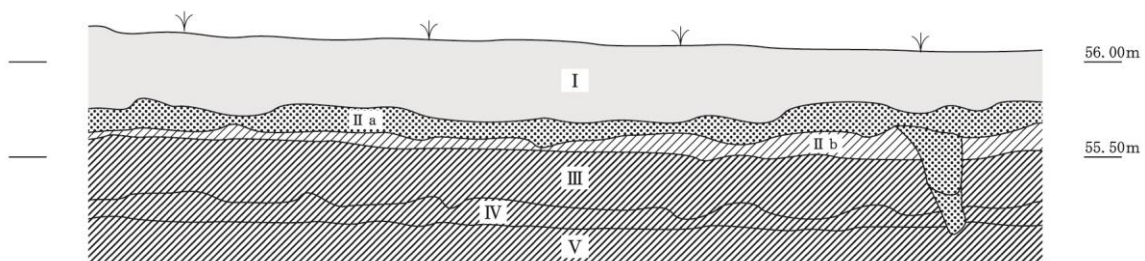
2) 地質

府中市の基本土層は、下図のとおりである。（『武蔵国府の調査 38』より）

図 10 府中市の基本土層

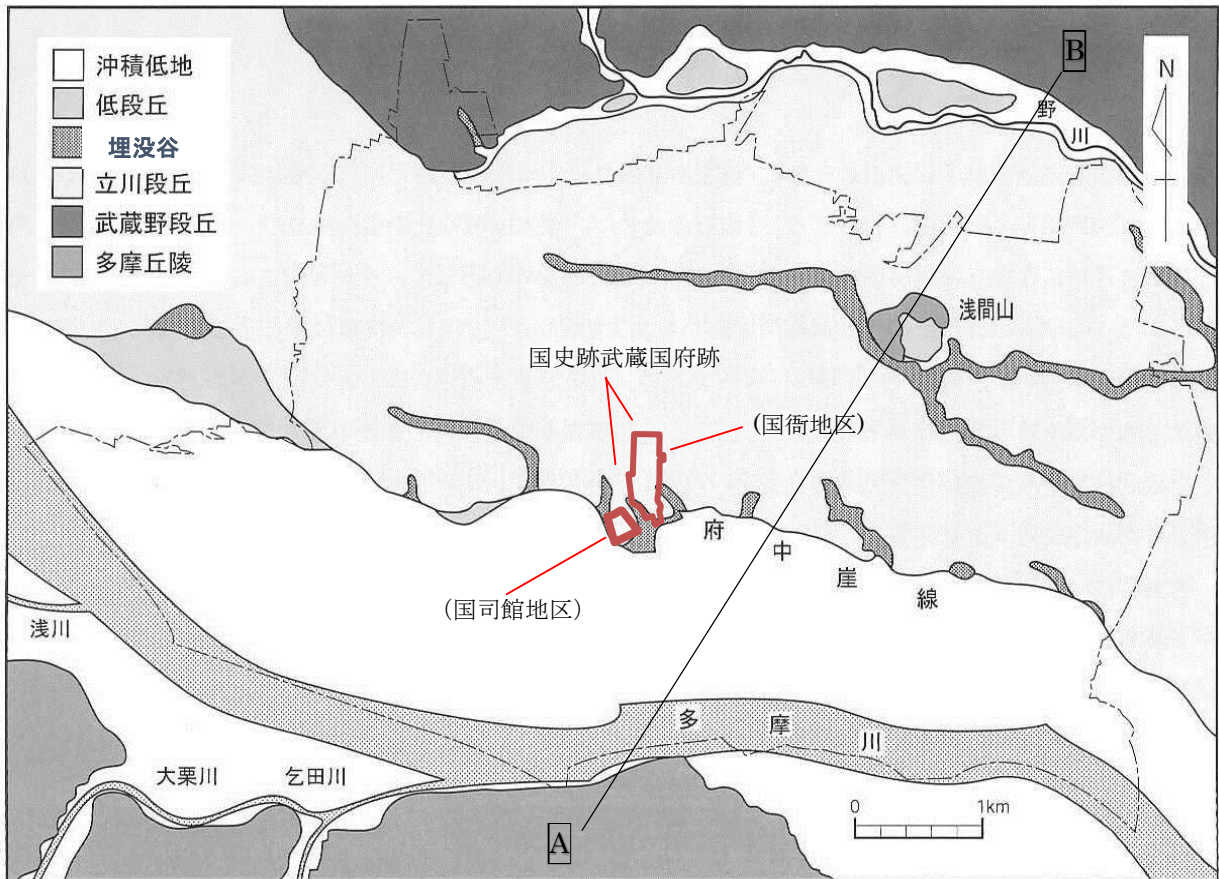
層序	色調	特徴	層厚	時代（包含する遺物）
第Ⅰ層	灰褐色土	市街地ではややサラサラする 耕作土	層厚 30～50 cm	近世～近・現代
第Ⅱa層	暗褐色土	市街地では黒色味が弱い	層厚 10～20 cm	古代～中世
第Ⅱb層	暗褐色土～黒褐色土	スコリア質でややボソボソする	層厚 5～15 cm	古墳時代～古代
第Ⅲ層	濃褐色土	（武蔵野Ⅱb層）市街地では軟質・褐色を呈する	層厚 30～35 cm	縄文時代（中期）
第Ⅳ層	黄褐色土	（漸移層）赤色スコリアを多量に含む	層厚 10～15 cm	縄文時代（早期）
第Ⅴ層	黄褐色土	（武蔵野Ⅲ層・ソフトローム層）	層厚 15～25 cm	旧石器時代

武蔵国府関連遺跡 基本層序（立川段丘平坦面） 土層断面図 府中町2丁目付近



国司館地区については、表土（第Ⅰ層）直下にソフトローム層が認められる部分が大半であるが、部分的に暗褐色土（第Ⅱ層）が残る部分があるほか、指定地西側では表土下にハードローム層が確認された。また、指定地東側では、「府中街道」の旧状を示すと考えられる切り土が見られ、盛り土・表土下の遺構確認面が、暗褐色土→ソフトローム層→ハードローム層→水つきローム層→砂礫層と変化していく様相が確認されている。

図 11 地形区分



出典：『武蔵国府関連遺跡調査報告 47 国府地域の調査 33』より

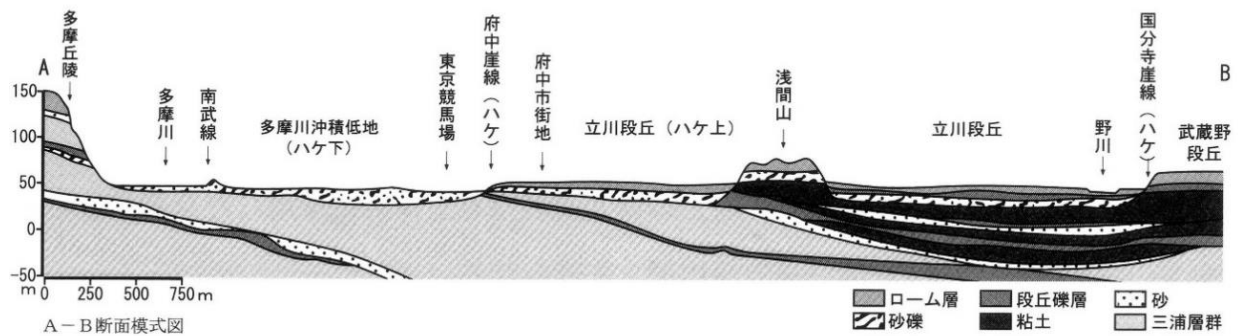


写真 10 国司館地区東の府中街道 (切り通し道路) のよう壁



写真 11 府中崖線 (JRA 東京競馬場北部)



写真 12 府中崖線 (JR 南武線以北)

3) 緑地の状況

府中市域においては、かつて武蔵野の代表的な風景であった雑木林が、住宅や道路の整備に伴って減少し断片的な存在となっている。崖線から北側の武蔵野台地では、住宅地や農地にその面影を見ることができるほか、武蔵野公園、浅間山公園、武蔵台公園などの公園にまとまった樹林が残っている。特に浅間山公園には、クヌギ、コナラ、エゴノキ等の武蔵野の植生を持つ広葉樹林が広がっている。府中崖線では斜面の一部にシラカシ、ケヤキ等の広葉樹林が残り、寺社地や民地に連続した緑を形成しているが、都市基盤の整備や市街地拡大等により減少傾向にある。多摩川低地部ではかつては大部分が水田であり、現在もまとまった農地が残っている。

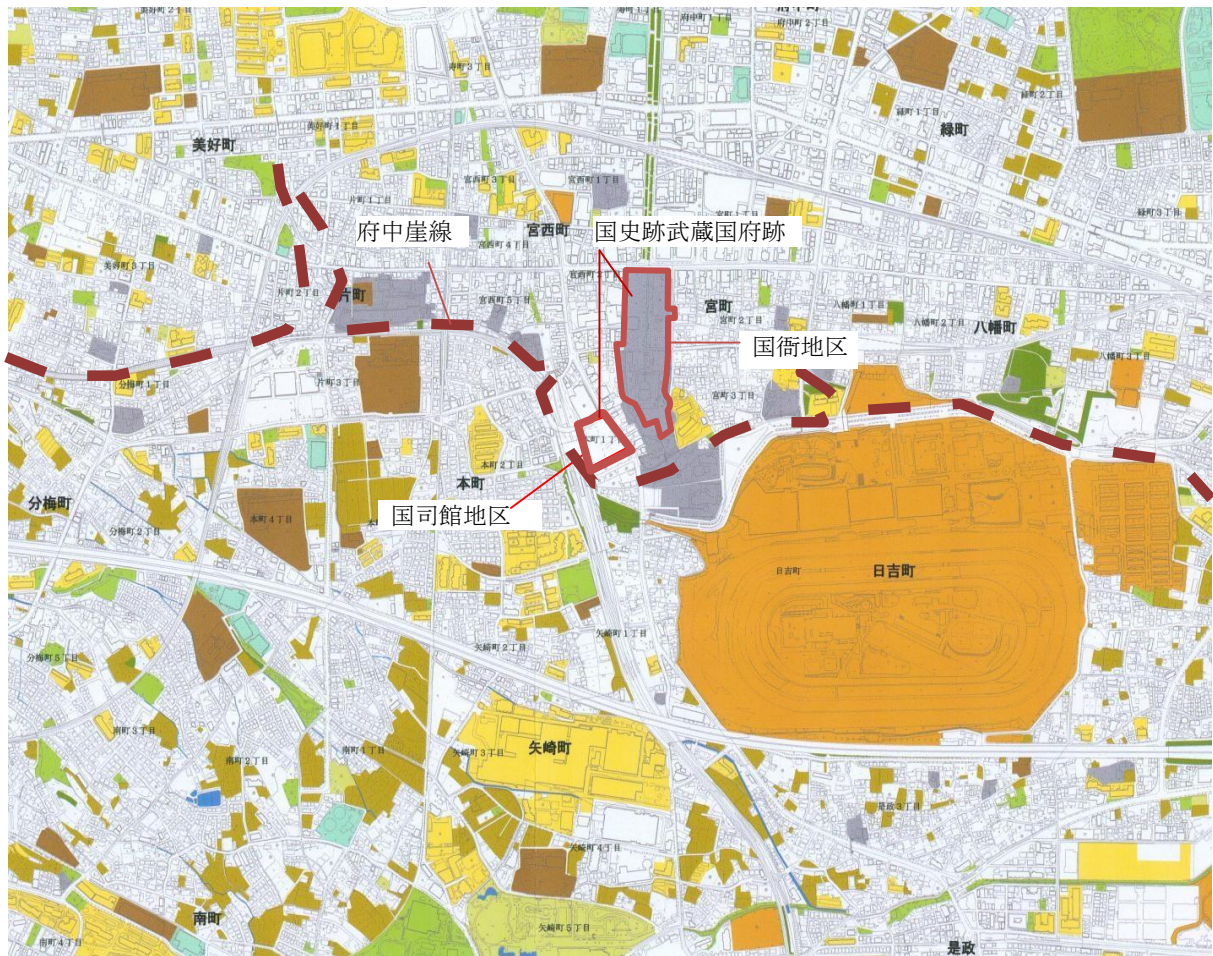
国史跡武蔵国府跡や周辺においては、大國魂神社境内やJRA東京競馬場などの大きな緑地環境が分布している。この地域は「日吉町緑地」という都市計画緑地に指定されており、現状を保全することを意図して都市計画がなされている。

当史跡国衙地区の大半を占める大國魂神社境内には、大木や巨木が多い。中でも本殿の裏手にある大銀杏は、幹の周囲が9mを超え樹高も20m以上の巨木である。樹齢はおよそ1000年といわれ、昭和36年に市指定の天然記念物となっている。また東照宮西裏のケヤキのうちの1本は、幹の周囲5m樹高35m近く、境内に多く存在するケヤキのなかでもひととき大きなケヤキである。大國魂神社の参道のケヤキ並木は、約150本のケヤキが南北約500mにわたって続き、中には周囲6mを超える古木も存在する。大正13年に国の天然記念物に指定され、ケヤキの並木として国内唯一の国指定天然記念物である。平成20年に府中市において『国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画』が策定されている。

またこの地区内において、整備・一般公開されている武蔵国衙の中心施設部分については、地下遺構の保存や歴史的景観の復元の観点から「東京における自然の保護と回復に関する条例」の緑化基準に不足しているが、地下遺構の保護層中で根張りが収まる低木により緑化し、大國魂神社の社叢と一体化した景観づくりに努めている。

国司館地区内には、これまでの土地利用の経緯から、目立った高木などはない。

図 12 緑地現況図



凡例	
公共緑地現況	その他の緑地現況
公園・緑地	水面・河川・湖沼・水路
広場・運動場	水辺・河岸・湖畔
墓園	山林・原野その他これらに類するもの
その他	農地、牧草地その他これらに類するもの
	社寺、境内地、墓地その他これらに類するもの
	給排水その他処理施設等の公共公益施設付属緑地
	遊園地、私設公園、私設分譲地その他これらに類する民間施設
	共同住宅緑地、工場緑地その他これらに類する施設
	学校、企業厚生施設その他これらに類する施設
	林業試験場、農事試験場その他これらに類する試験場等、研究所
	平成17年DID
	行政区域
	市街化区域

出典：東京都『平成 20 年度都市計画基礎調査』より

③社会的調査の結果（集落・道路等の土地利用状況、都市計画等）

1) 法規制・条例等

【都市計画】

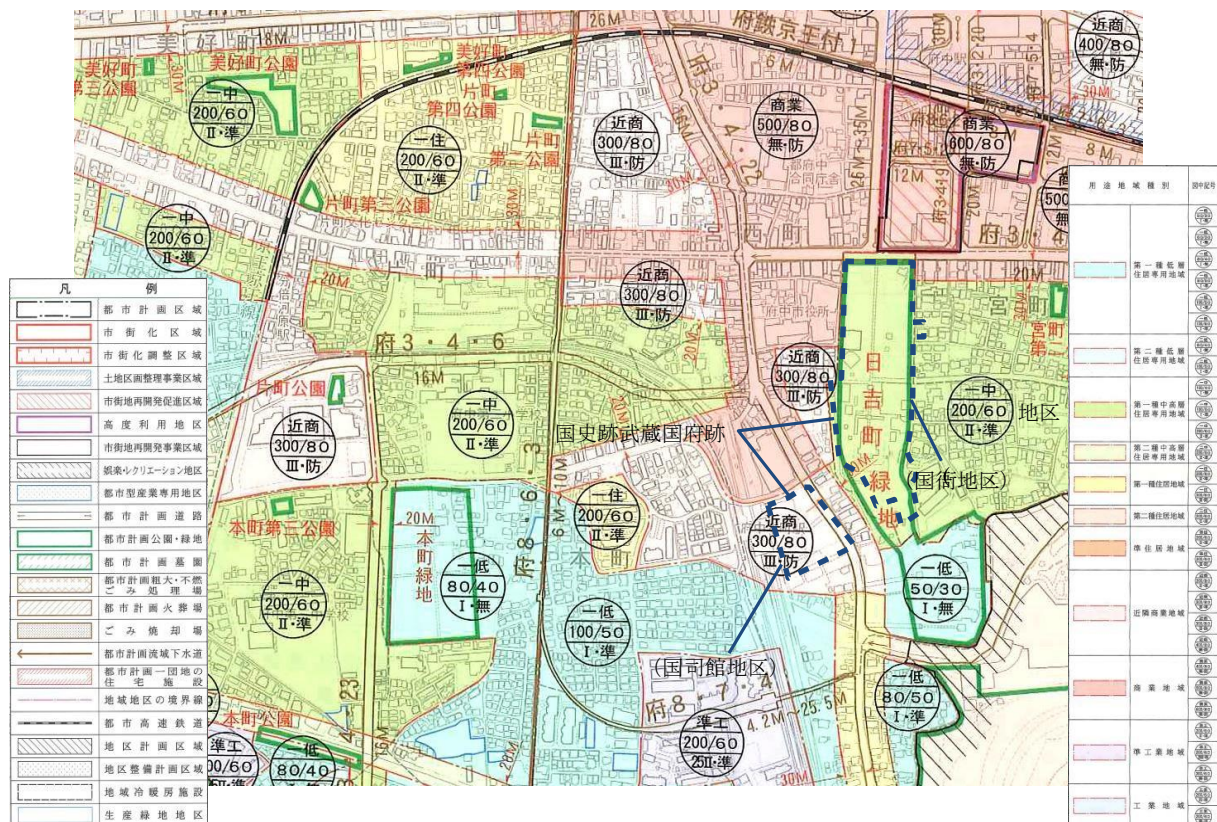
国史跡武蔵国府跡国衙地区は、用途地域としては、第1種中高層住居専用地域であるが、「日吉町緑地」に指定されている（昭和37年7月26日建設省告示第1799号）。国司館地区は、府中本町駅前の近隣商業地域に指定されており、北は商業地域、南は第一種低層住居専用地域・第一種住居地域に指定されている。

国司館地区東には、都市計画道路・是政恋ヶ窪線（幅員16m）が指定・整備済みである。

表4 都市計画指定状況

	国衙地区	国司館地区
用途地域 種類	第1種中高層住居専用地域	近隣商業地区
容積率	200	300
建ぺい率	60	80
防火地域	準防火地域	防火地区
高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区
日影規制	規制値種別(一) 3-2h 4.0m	規制値種別(二) 5-3h 4.0m
景観形成地区	大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区	府中崖線景観形成推進地区
都市計画道路	国史跡武蔵国府跡内にはない	

図13 用途地域等指定状況



【景観計画】

府中らしい景観の形成を進めていくため、骨格的景観の特長を構成する要素や、景観のまとまりを景観構造として位置づけ、景観特性に応じて景観計画区域の地区を区分し景観形成の基本的方向性を示している。

国衙地区は「大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区」に指定され、歴史と文化にあふれ風格があり、観光・伝統行事などの拠点としての景観づくりを基本としている。

また国司館地区は「府中崖線景観形成推進地区」に指定され、崖線の既存の緑や地形の保全とともに、崖線沿いの散歩道や坂道の修景、崖線への視界や崖線からの眺望に配慮した景観形成を進めることとしている。

【景観協定】

府中市では、景観法の規定に基づき、景観計画区域内の一団の土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結される協定制度がある。景観協定は、景観行政団体（府中市）の長の認可により、一定の法的効力が生じるものである。

国司館地区の南側のマンション（ザ・ミレニアムフォート府中御殿坂）には景観協定がある（平成 24 年 3 月 1 日認可）。

2) 行政計画、まちづくり政策等における位置づけ

【総合計画】

現在の府中市第 5 次総合計画は国司館地区の発掘調査以前であり、国史跡武蔵国府跡の国史跡指定より前に策定されたものであり、「歴史文化遺産の保存と活用」施策の一環としての位置づけとなるが、第 6 次総合計画（平成 26-33 年度）の検討の中では「人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）」の「文化・芸術活動の支援」のなかで、国史跡武蔵国府跡 国司館地区についての保存・整備及び活用が重点的取組として掲げられている。

【都市計画マスタープラン】

府中市では、都市計画に関する基本的な方針として、都市計画マスタープラン（平成 22 年 3 月）が定められており、当該地区は地域の生活を支える拠点であるとともに、豊かな緑・歴史的資源の拠点として位置づけられ、それに必要な都市機能の集積、交流・賑わいとともに、自然環境や歴史的資源を生かした景観形成等が目されている。

なお、本計画は、国史跡武蔵国府跡 国司館地区の指定以前に策定されたものであり、まちづくりとして史跡の保存と都市計画の調整を図る必要がある。

また、都市計画マスタープランでは、市民の日常生活圏におけるまちづくりの方針として、地域別まちづくり方針が定められている。

【文化振興計画】

府中市では、市民一人ひとりが郷土に愛着を持ちながら豊かな社会を送ることができるように、文化についての施策を総合的・計画的に進めていくことを目的として、平成 20 年度から平成 29 年度の 10 年間を計画期間とする府中市文化振興計画を策定している。

本計画の基本的方向として「歴史と伝統により培われた地域固有の文化を大切にするまちづく

り」「文化を通じて人々が集い、交流する、にぎわいと魅力溢れるまちづくり」等が掲げられている。

【観光振興プラン】

府中市では、今後の観光施策の方向性を明確にすることによって観光を推進し、地域の活性化と郷土意識の醸成を柱とする地域振興につなげていくことを目的として、平成24年7月に府中市観光振興プランを策定している。本プランにおいては、市全体を観光資源のフィールドと捉えた目標を設定しており、今後、とくに観光旅行のスタイルの変化とあわせてイベントと結びつけた観光施策を重視している。

3) 市街地の状況

【土地利用現況】

国衙地区の北側、旧甲州街道以北では再開発が進んでおり、商業集積が著しいが一区画外側では住宅が主体となっている。国司館地区は駅周辺地区ではあるが、周辺の土地利用のうち、府中街道沿道には小規模な専用独立住宅と中高層マンションが多く立地している。北部は大規模商業施設とその周囲には若干の商業集積がみられるが、南側には商業施設がほとんどない住宅市街地である。

【道路基盤】

国衙地区の北辺は、東京都道229号府中調布線に面している。国道20号の旧道のひとつであり、旧甲州街道と呼ばれる。現在の国道20号は、国衙地区から300m余り北、本市の中心部を横断している。国司館地区の東部には府中街道（幅員16m）、北部には主要地方道20号府中相模原線（幅員14m）がある。いずれも整備済みとなっている。府中本町駅北部に交通広場、駅東部から東京競馬場への歩行者通路が整備されている。駅舎や駅前広場（北部）は高架上にあり、北部の線路脇の通路や駅西の市街地への上下移動が大きな構造となっている。

4) 交流人口、観光資源や集客状況

本市は府中崖線や多摩川などの豊かな自然環境や、国史跡武蔵国府跡や大國魂神社をはじめとした多くの史跡・寺社に恵まれ、魅力ある観光資源として活用されている。また、サントリー武蔵野ビール工場などの産業施設やJRA東京競馬場などの集客施設が立地し市内外から多くの人々が訪れている。

その他、伝統的行祭事であるくらやみ祭、酉の市など大國魂神社境内を中心に行われており、ケヤキ並木など周辺の景観資源と相まって多くの観光客でにぎわっている。

※「社会的調査の結果」の資料は、附編を参照のこと

Ⅲ 保存と管理

1. 基本方針

(1) 保存管理の基本的方向性

史跡の保存管理計画を策定するために、史跡指定の根拠及びこれまでの調査研究成果より行った史跡の歴史的評価と史跡における現在の状況等を踏まえて、保存管理の基本的方向性を示した。

①史跡の歴史的評価

- ・武蔵国府は、奈良時代の初め頃から平安時代の中頃まで（今から約1300年～1000年前）にかけて、武蔵国を治めた役所が置かれた、古代武蔵国の政治・行政・文化・経済の中心であった。古代律令制の地方支配・政治情勢を示す貴重な遺跡である。
- ・国衙は、国府の中心的役所群であり、武蔵国の中枢である。
- ・国司館地区から発見された掘立柱建物群は、企画性のある建物配置をなし、武蔵国府の初期国司館跡とみなされた。国司館の機能を示し、重要である。
- ・徳川家康造営の「府中御殿」といわれる徳川将軍家初期の御殿が確認された。

②現在の状況

- ・国衙地区の大半は大國魂神社の敷地であり、一部は公有地である。
- ・国司館地区は、公有地である。
- ・国衙地区の東側の公有地を、「史跡整備地 武蔵国府跡」として建物の柱配置などが整備された。
- ・国衙地区の大半を占める大國魂神社は、近隣のみならず全国より信仰を集め、祭祀が行われている。
- ・国衙地区の一部に、観光情報センター・交番のほか、国史跡武蔵国府跡のガイダンス施設の役割を担う府中市立ふるさと府中歴史館がある。

③保存管理の基本的方向性

- ・古代の武蔵国府跡として、史跡を維持・保全する。
- ・地下に埋蔵されている遺構・遺物を含め、史跡として適切に公開・保存する。
- ・大國魂神社の宗教活動に配慮する。

(2) 基本方針

- ・国史跡武蔵国府跡を保存し、その本質的価値を高めていくことを基本方針とする。
- ・本質的価値を、市民を始め国内から全世界、後世に伝え、史跡の歴史的価値と理解をさらに広める。
- ・国史跡指定地内のみならず、国府域全体を視野に入れ、保存管理する。
- ・古来より営まれてきた大國魂神社の信仰空間としての風致を保つことと、大國魂神社に参詣が行われていることに配慮する。

2. 保存管理の方法と現状変更等の取扱方針及び取扱基準

(1) 国衙地区

①構成要素

本質的価値

- a) 古代武蔵国府の行政機能の中心である国衙跡であること。
- b) 2条の大溝によって画された東西約140m以上、南北約290mの大規模な国衙域であること。
- c) 国衙の中核区域の大きさは、東西・南北約100mであることが国衙域内における溝によって確認されたこと。
- d) 国衙中核建物である2棟の大型建物（正殿と前殿）とその西側に3棟の総柱建物（脇殿）が発見されたこと。
- e) 正殿は瓦葺き、塼敷きと考えられ、四面廂の格式ある建物であること。
- f) 国衙の西半域が大國魂神社境内とほぼ一致し、国府の遺構がその後の時代において神社境内として保存されてきたこと。
- g) 国衙中核地区から出土した瓦は、武蔵国分寺のものと対応し、国分寺の創建と密接に関わって国衙の整備が進められていることが明らかなこと。
- h) 隣接する武蔵国分寺や国衙の西を北上する東山道武蔵路などの歴史的環境や、南を流れる多摩川などの自然的環境を含めて、武蔵国衙の歴史的価値が高まること。

A 本質的価値を構成する諸要素

B その他の諸要素

<p>①地下に埋蔵されている遺構・遺物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国衙中核建物である大型建物群跡 ・国衙域を画す2条の大溝 ・国衙中核地区を画す溝 ・北門跡（掘立柱建物跡） ・大型掘立柱建物跡 ・当該期の竪穴建物跡などの遺構が検出されない、周囲と隔絶された空間 ・配された建物跡により生み出された当時の広場的空間や、建物間・区画施設間に広がる空地的空間 ・塼、瓦 ・その他、国衙に関連する遺構・遺物 <p>②大國魂神社境内に形成された歴史的環境及び景観</p>	<p>①大國魂神社の宗教施設とその関連施設</p> <p>②史跡の活用を目的とした施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備地に復元された建物とその関連施設 ・ふるさと府中歴史館 <p>③近代以降に新たに加わった諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光情報センター ・交番 <p>④樹林・樹木</p> <p>⑤人為的地形</p> <p>⑥道路とその関連施設</p> <p>⑦便益施設等</p> <p style="padding-left: 20px;">案内板、説明板等</p> <p>⑧その他の人工物</p> <p style="padding-left: 20px;">上下水道、防犯施設、柵、電柱等</p>
--	---

A' 本質的価値を支える諸要素

<p>①国衙関連を除く、地下に埋蔵されている遺構・遺物</p> <p>②都指定有形文化財（建造物）</p> <p style="padding-left: 20px;">大國魂神社本殿</p>
--

②保存・管理の方法

基本方針

- ・現状を適切に保存する。
- ・公益との適切な調整を行う。
- ・神社の宗教活動を尊重し、保存管理する。

保存管理の方法

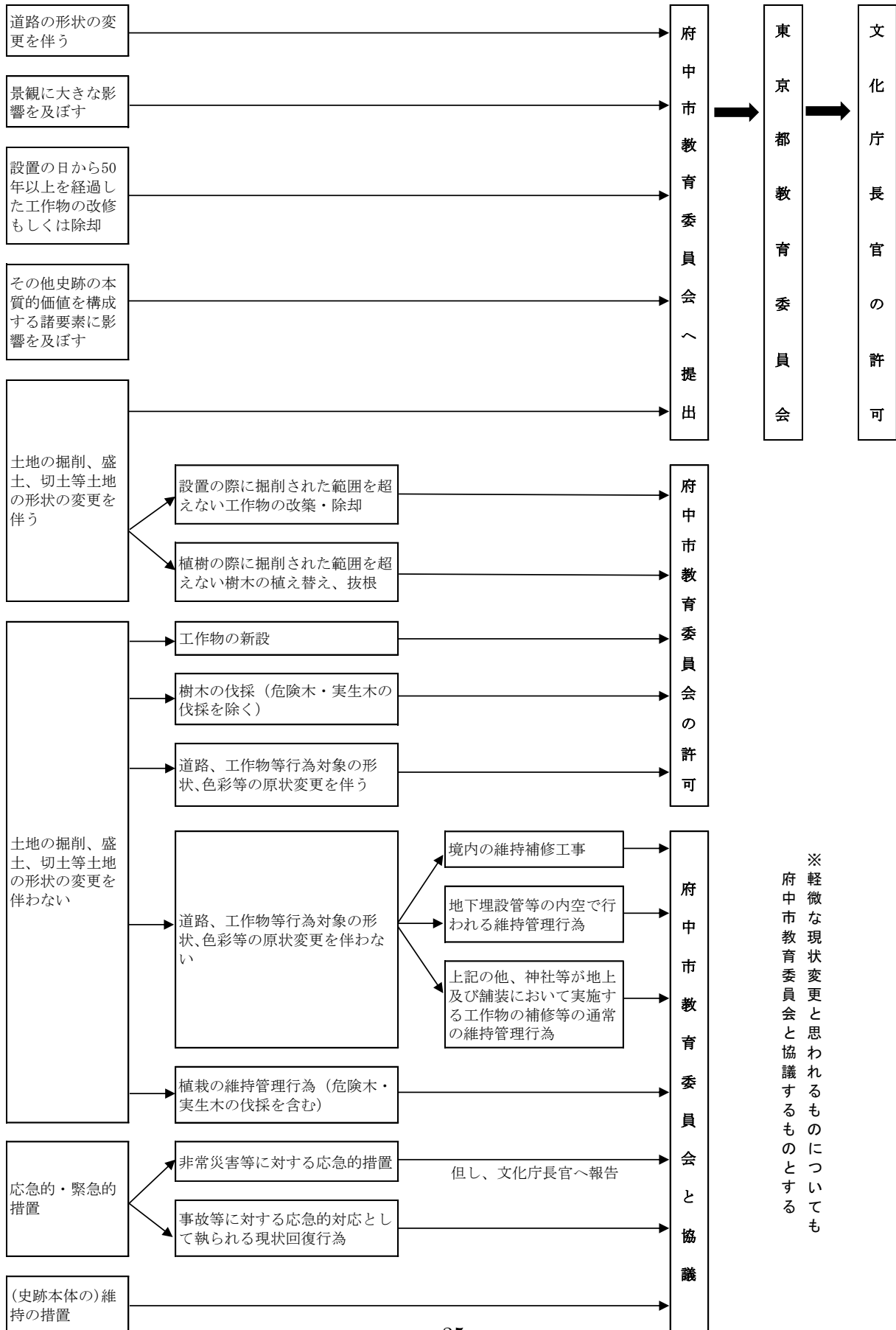
- ・現在残されている遺構や遺物を保護し、適切に遺跡を保存する。
- ・史跡が毀損もしくは衰亡している場合には必要に応じて学術的調査等の成果を踏まえて復旧、整備を行う。
- ・現状変更を許可する場合は、遺構を損なわないこと及び史跡としての景観に調和することを前提とする。
- ・関係者の財産権や神社境内としての宗教行為等に関するものについては、それを尊重し、十分関係者との調整を行う。

③現状変更の取扱基準

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第 125 条。文化財保護法施行令第 5 条第 4 項により、その一部は府中市に許可権限が委譲）が必要となる。そのため、指定地内で予想される各種の現状変更等の行為に対する取扱い基準を下記の通り定め、その区分を現状変更行為等に伴う許可申請区分表（36 頁）に定めた。

- 1) 現状変更に対しては、基本方針を尊重するとともに原則として次の指針によるものとする。
 - ・遺構に影響を及ぼす行為は認めない。
 - ・地形の変更は軽微なものを除いて認めない。
 - ・景観に大きく影響を及ぼす行為は認めない。
- 2) 史跡が毀損もしくは衰亡している場合に行う復旧、整備及び史跡の保存管理に必要な施設の設置等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。但し、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。また、現状変更の取扱いについては、関係する各種法令との調整を図るものとする。
- 3) 東京都指定無形民俗文化財（風俗慣習）「武蔵府中のくらやみ祭」を始めとして、恒常的に行われている神社の祭礼及び各種イベント（別表のとおり）の実施、及び実施に係る仮設構築物等の設置については、内容が軽微なものであることから現状変更の許可申請等を要しないものとする。なお、年 1 回神社及びイベント関係者と協議を行い、実施時期や内容等を確認する。
- 4) 大地震、台風等の非常災害に対する適切な応急的措置については、現状変更許可申請を要さないが、上記毀損等の届出について府中市教育委員会と協議するものとする。
- 5) 史跡指定地内にある東京都指定有形文化財（建造物）大國魂神社本殿に関わる現状変更については、あわせて東京都教育委員会の許可を要する。

現状変更等に伴う許可申請区分の流れ図



※軽微な現状変更と思われるものについても
府中市教育委員会と協議するものとする

現状変更行為等に伴う許可申請区分表

区分	行為の内容	
府中市教育委員会へ許可申請書の提出が必要	文化庁の許可が必要	影又は重大な影響を及ぼす行為 又は重大な現況変更、重大な行為 (1) 土地の形状の変更を伴う行為 (2) 道路の形状の変更を伴う行為 (3) 景観に大きな影響を及ぼす行為 (4) 設置の日から50年以上を経過している工作物の改築もしくは除却 (5) その他、史跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼす行為
	府中市の許可が必要	軽微な現況変更、又は保存に 重大な影響を及ぼさない行為 (1) 道路、工作物等行為対象の形状、色彩等原状を変える行為（土地の形状の変更を伴わないもの） (2) 歩道・車道の路盤・砕石に及ぶ補修【掘削範囲が路床面に達しないもの） (3) 設置の際に掘削された範囲を超えない範囲で行われる工作物の改築又は除却（ただし、設置の日から50年を経過していない工作物に限る） (4) 工作物の新設（ただし、土地の形状の変更を伴わないもの） (5) 樹木の伐採（危険木・実生木以外の伐採）、及び植樹の際に掘削された範囲を超えない範囲で行われる樹木の植え替え、抜根
府中市教育委員会と協議が必要	許可を要しない	日常の維持管理 (1) 道路、工作物等行為対象の形状、色彩等原状を変えない行為で、かつ次のいずれかに該当する行為 ① 神社境内の維持管理に必要な補修 ② 舗装の維持補修工事□ただし、路盤（砕石）に及ぶ工事を除く ③ 水路及び地下に埋設された管路にあっては、その内空で行われる維持管理行為 ④ 上記の他、神社・道路管理者・交通管理者等が地上及び舗装において実施する工作物の補修等の通常の維持管理行為 (2) 植栽の維持管理行為（土地の形状の変更を伴わないもの） (3) 恒常的に行われている神社の祭礼及び各種イベント（P38に記載）の実施、及び実施に係る仮設構築物等の設置（ただし、年1回関係者と協議を行う）
	非常な災害等のための措置に必要	(1) 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置 (2) 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為
	維持の措置	(1) 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 (2) 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急的措置をするとき。 (3) 史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

※ この表において、「工作物」とは地下埋設物、石碑等、その他屋外設置物を指すものとする。

※ この表において、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土等を指すものとする。また、この場合、「土地」とは道路等の構造物を除く、堆積土層を指すものとする。

※ この表は、今後の学術的調査研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。

具 体 的 事 例	
	<p>工作物の新設・移設・改築・撤去（土地の形状の変更を伴うもの）</p> <p>設置後50年を経過した工作物の改築・撤去</p> <p>地下埋設管の補修・改修（既設管の範囲を超えるもの）</p> <p>歩道・車道の補修（掘削範囲が路床面に達するもの）</p> <p>景観に大きな影響を及ぼす建築物・工作物の形状・色彩の変更</p>
	<p>工作物の新設・移設・改築・撤去（土地の形状の変更を伴わないもの）</p> <p>工作物の改築・撤去（設置の際に掘削された範囲を超えないもの、及び設置後50年を経過していないもの）</p> <p>地下埋設管の補修・改修（既設管の範囲を超えないもの）</p> <p>歩道・車道の路盤・砕石に及ぶ補修□掘削範囲が路床面に達しないもの）</p> <p>樹木の植え替え、抜根（植樹の際の掘削範囲を超えないもの）</p> <p>樹木の伐採（危険木・実生木を除く）</p>
	<p>神社境内の維持管理に必要な補修</p> <p>地下埋設管の内空で行われる、管の維持補修・清掃</p> <p>防火水槽内部の維持補修・保守管理</p> <p>歩道・車道のアスファルト舗装打ち換え□路盤・砕石に及ぶものを除く）</p> <p>側溝の蓋の取り替え</p> <p>樹木の剪定・枝払い</p> <p>危険木・実生木の伐採</p> <p>植栽等の刈り込み・雑草の除去</p> <p>既存建築物・工作物の外壁や塗装の補修□外観や色彩に大きな変更を伴わないもの）</p> <p>石碑等の補修・清掃</p> <p>電柱・電線・街灯の維持補修・保守管理</p> <p>史跡の活用を目的とした、のぼり旗等の設置</p> <p>恒常的に行われている神社の祭礼及び各種イベント（P38に記載）の実施、及び実施に係る仮設構築物等の設置（ただし、年1回関係者と協議を行う）</p>
	<p>損壊した建築物・工作物・倒木等の除却</p> <p>土砂崩れの土砂取り除き</p> <p>地下埋設管の破裂等にもなう緊急的措置</p> <p>虫害・鳥獣害に対する樹木等への対応</p> <p>応急的措置のための仮設柵等の設置</p>
	<p>史跡本体の維持の措置</p>

大國魂神社お祭り・年間行事

(文・写真とも大國魂神社ホームページより引用し、それに加筆した)

1月1日	初詣 歳旦祭・年祝祭	新年のはじめに神社や寺院に参詣する。
1月2日	海幸山幸祭	
1月3日	元始祭	
2月3日	節分祭	節分は実は大祓の神事であり、新春を迎える神事が節分のお祭り。
2月11日	建国祭 (紀元節祭)	
2月17日	祈年祭 (五穀豊穡祈願祭)	
3月4日	氷雨祭 末社稻荷神社例祭	
3月10日	春季祭	
春分の日	春季皇霊祭遥拝式	
4月1日	末社巽神社例祭	
4月30日～ 5月6日	くらやみ祭	4月30日 品川海上禊祓式 5月 1日 祈晴祭 5月 2日 御鏡磨式 5月 3日 競馬式 5月 4日 御綱祭 5月 5日 例祭・動座祭・御輿渡御 5月 6日 還御の儀・鎮座祭
6月1日	末社東照宮例祭	
6月上旬	流鏝馬	
夏至の日	夏至祭	
6月下旬	キャンドルナイトin府中	
6月30日	大祓式	
7月初旬	盆踊り	
7月12日	撰社宮乃咩神社例祭 青袖祭	源頼朝の命により武蔵国中の神職を大國魂神社に集め、天下泰平の祈願を行うようになった。青袖祭は青い衣装をまとい神楽舞と笛太鼓に合せて舞う。
7月13日	杉舞祭	杉の小枝を持ち舞を奉納する。
7月20日	すもも祭	夏の風物詩。境内にすもも市がたつようになったのが、名前の由来。この日に限り、「からす団扇」が頒布される。
8月1日	八朔相撲祭	子供たちが主役。境内に、真っ黒に日焼けした子どもたちが元気に相撲をとるお祭り。
8月7日	風祭	
8月初旬頃	府中市商工まつり	
8月下旬	よさこいin府中	
9月13日	末社松尾神社例祭	
秋分の日	秋季皇霊祭遥拝式	
9月24日	忠魂碑慰霊祭	
9月27・28日	秋季祭りくり祭	境内に約260本の行灯が灯され、夕闇迫る頃の境内は幽玄な雰囲気を出すお祭り。
10月1日	末社住吉神社例祭	
10月下旬	JAZZ in FUCHU	
11月3日	文化祭	
西の日	西の市	大鷲神社の祭礼で、11月の西の日に行われるお祭り。熊手が頒布される。
11月15日	七五三詣	子供たちの成長と健康を感謝すると共に、今後の成長とさらなる健康を祈願するために神社へ参詣する。
11月23日	新嘗祭 (新穀感謝祭)	
12月16日	末社水神社例祭	
冬至の日	冬至祭	
12月23日	天皇誕生祭	
12月27日	煤払祭	
12月31日	大祓式・除夜祭	身に触れた罪穢を禊によって祓い清め、新しい年を迎える為に物忌むための禊祓いお祭り。



初詣



節分祭



くらやみ祭



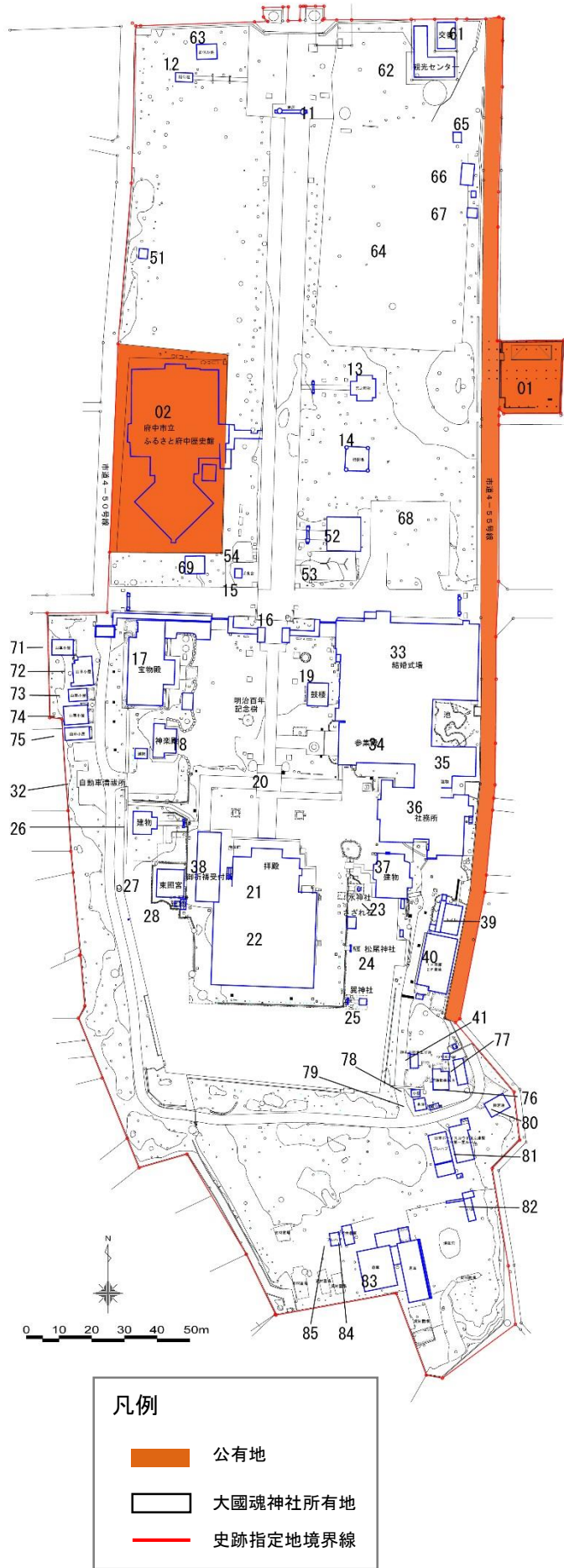
すもも祭



くり祭



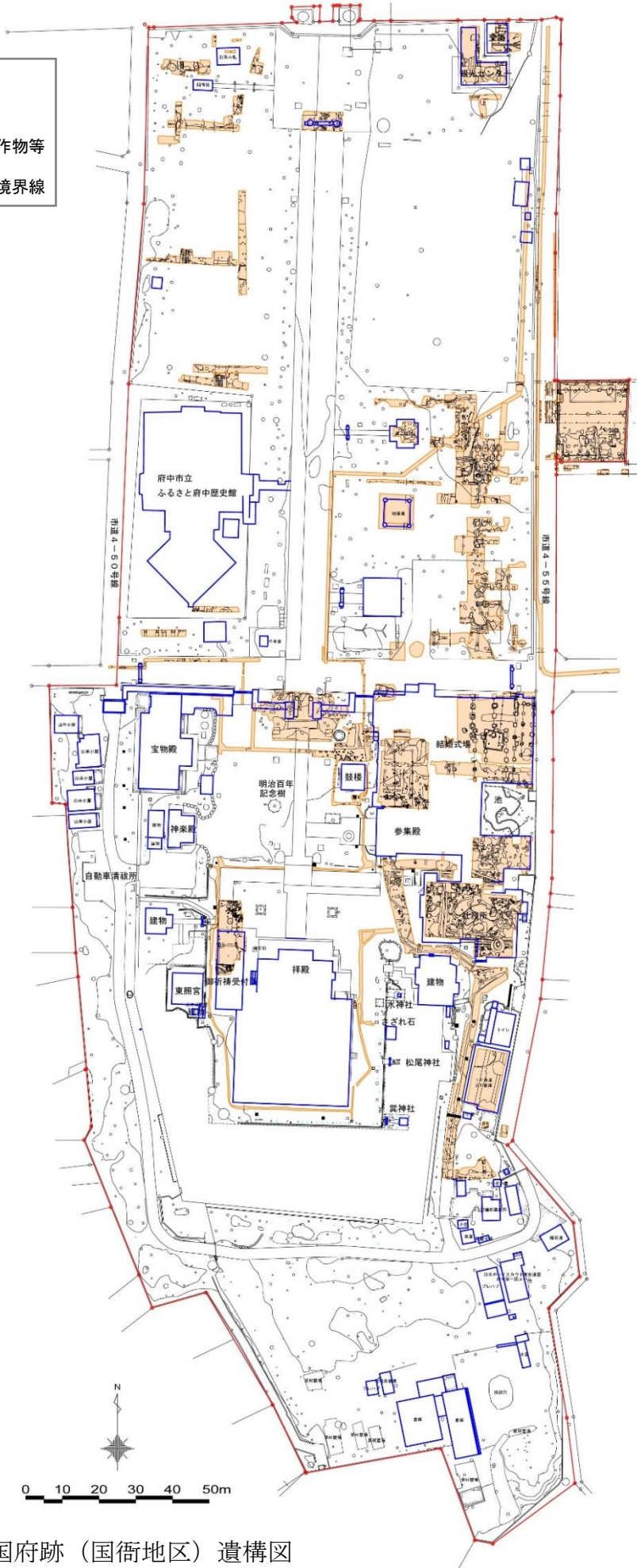
西の市



- 01 史跡整備地 国史跡武蔵国府跡(国衙地区)
- 02 ふるさと府中歴史館
- 11 大鳥居
- 12 稻荷神社
- 13 宮之咩神社
- 14 相撲場
- 15 手水舎
- 16 随神門
- 17 宝物殿
- 18 神楽殿
- 19 鼓楼
- 20 中雀門・回廊
- 21 拝殿
- 22 東京都指定有形文化財(建造物)大國魂神社本殿
- 23 水神社
- 24 松尾神社
- 25 巽神社
- 26 住吉神社・大鷲神社
- 27 東照宮
- 28 神馬舎
- 32 自動車清祓所
- 33 結婚式場
- 34 参集殿
- 35 齋館
- 36 社務所
- 37 御供所
- 38 祈祷受付所
- 39 便所
- 40 倉庫
- 41 御焚上処
- 51 木遣頭彰之碑
- 52 忠魂碑
- 53 奉賛者芳名石碑
- 54 日露戦役記念碑
- 61 交番
- 62 観光情報センター
- 63 御休み処
- 64 有料駐車場
- 65 料金所
- 66 事務所
- 67 倉庫
- 68 駐車場
- 69 東屋
- 71 山車小屋
- 72 山車小屋
- 73 山車小屋
- 74 山車小屋
- 75 山車小屋
- 76 事務所
- 77 資材置場
- 78 倉庫
- 79 倉庫
- 80 山車小屋
- 81 事務所
- 82 倉庫
- 83 倉庫
- 84 倉庫
- 85 倉庫

国史跡武蔵国府跡（国衙地区）配置図

- 凡例
- 発掘調査区
 - 建築物・工作物等
 - 史跡指定地境界線



国史跡武蔵国府跡（国衙地区）遺構図

(2) 国司館地区

①構成要素

本質的価値・・・国司館

- a) 都から派遣された国司の館であること。
- b) 武蔵国の国庁造営に先行する施設で、古代の地方行政制度の成立過程を考える上で重要であること。
- c) 国司の居住空間のほか、「初期の国衙」の機能を持っていた可能性が考えられること。
- d) 整然と規則的に配置された建物群（掘立柱建物）であること。
- e) 特に四面廂付掘立柱建物は多柱間構造を有し、現在知られている各地の官衙建物の中でも極めて稀なこと。
- f) 国衙に近接し、国府の一等地に立地していること。
- g) 武蔵野台地と多摩川低地をつなぐ府中崖線の突端部に位置し、富士山や万葉集に歌われた多摩の横山（多摩丘陵）を見渡す古来の景勝地に建てられていること。
- h) 周辺の歴史的環境（武蔵国分寺、東山道武蔵路、熊野神社古墳など）と一体の歴史的価値を有すること。

本質的価値を支える諸要素・・・府中御殿

- a) 古代からのいわれを踏まえた徳川家康の御殿であること。
- b) 徳川将軍家の御殿の中でも、初期に造営されたものであること。
- c) 「武蔵府中国府台勝概一覽図」に「府中御殿御旧跡 国府台」と描かれたように風光明媚な土地であること。

A 本質的価値を構成する諸要素

B その他の諸要素

<p>①地下に埋蔵されている遺構・遺物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(国司館) 整然と配された掘立柱建物跡 配された建物跡により生み出された、儀礼目的と考えられる広場的空間や、国司館敷地内の、眺望を遮る建物などを排した空地的空間 配された建物跡に先行すると考えられる掘立柱建物 竪穴建物跡、溝、大型土坑、その他の遺構・遺物 <p>②自然地形</p> <p>段丘崖（府中崖線）</p>	<p>①近代以降に新たに加わった諸要素 復元された徳川家康の井戸等</p> <p>②人為的地形</p> <p>③道路とその関連施設 府中街道からのアプローチ用道路等</p> <p>④便益施設等 案内板、説明板等</p> <p>⑤その他の人工物 上下水道、防犯施設、柵、電柱等</p>
---	---

A' 本質的価値を支える諸要素

<p>地下に埋蔵されている遺構・遺物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(府中御殿) 掘立柱建物跡、柵跡、井戸跡、溝、土坑、その他の遺構・遺物 ・弥生時代後期から古墳時代前期の竪穴建物、中世の区画溝等、各時代の遺構・遺物

②保存・管理の方法

基本方針

- ・ 現状を適切に保存する。
- ・ 公益との適切な調整を行う。

保存管理の方法

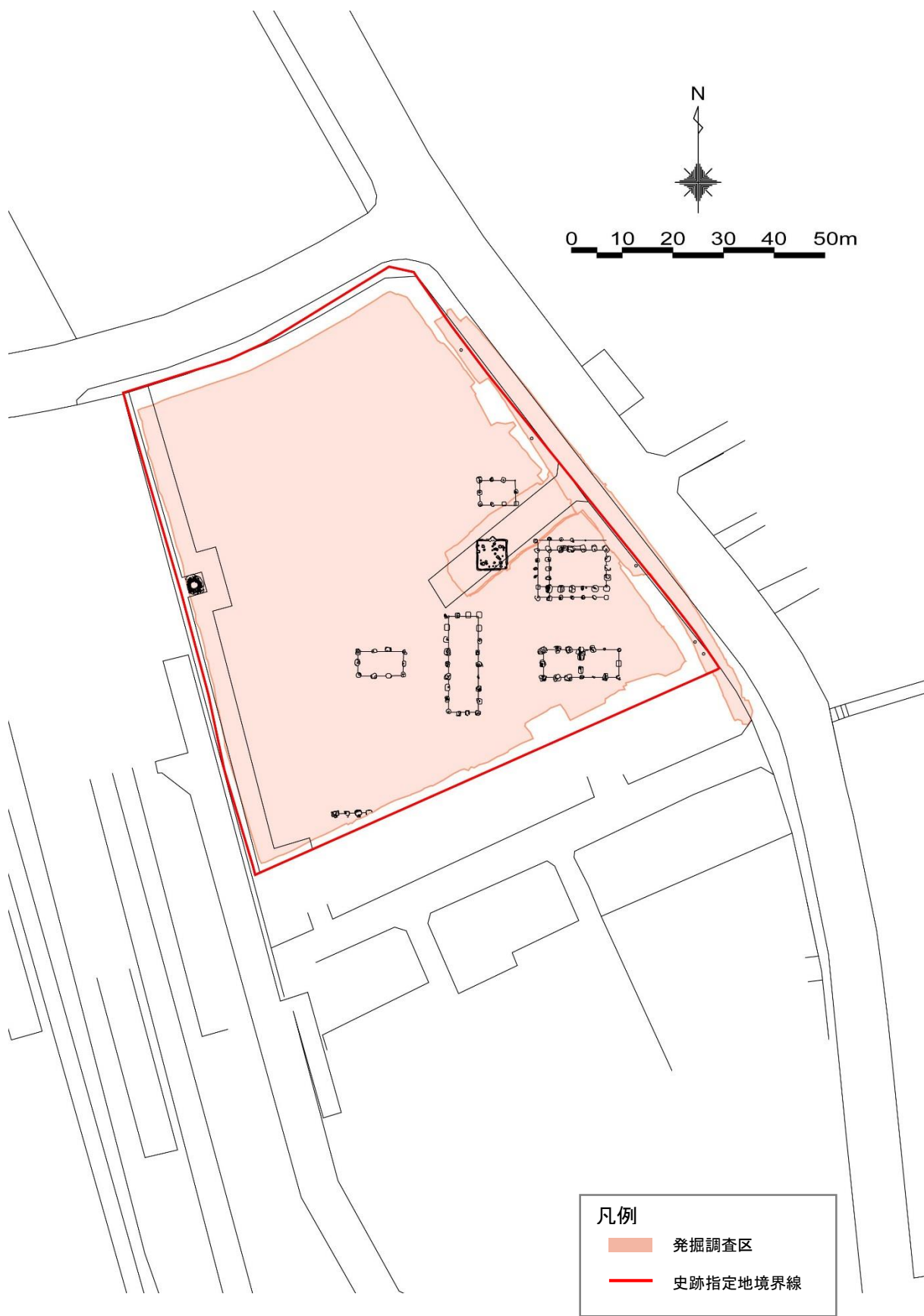
- ・ 現在残されている遺構や遺物を保護し、適切に遺跡を保存する。
- ・ 史跡が毀損した場合には、必要に応じて保存目的確認調査等の成果を踏まえて復旧・整備を行う。

③現状変更の取扱基準

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第 125 条。文化財保護法施行令第 5 条第 4 項により、その一部は府中市に許可権限が委譲）が必要となる。そのため、指定地内で予想される各種の現状変更等の行為に対する取扱い基準を下記の通り定めた。

なお現状変更行為等に伴う許可申請区分については、国衙地区のもの（36 頁）を準用する。

- 1) 現状変更に対しては基本方針を尊重し、史跡の保存活用以外の現状変更は認めない。
- 2) 史跡が万が一毀損した場合に行う復旧、整備及び史跡の保存管理に必要な施設の設置等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。また、現状変更の取扱いについては、関係する各種法令との調整を行うものとする。
- 3) 保存整備工事の竣工後に、史跡指定地内で実施される各種イベント及び実施に係る仮設構築物の設置については、府中市教育委員会と協議を行い、内容が軽微なものは現状変更の許可申請等を要しないものとする。また、恒常的に実施していくイベント等については、年間の行事予定表を作成し、年 1 回イベント関係者と協議を行い、実施時期や内容等を確認する。
- 4) 大地震、台風等の非常災害に対する適切な応急的措置については、現状変更許可申請を要さないものとする。



国史跡武蔵国府跡（国司館地区）配置図



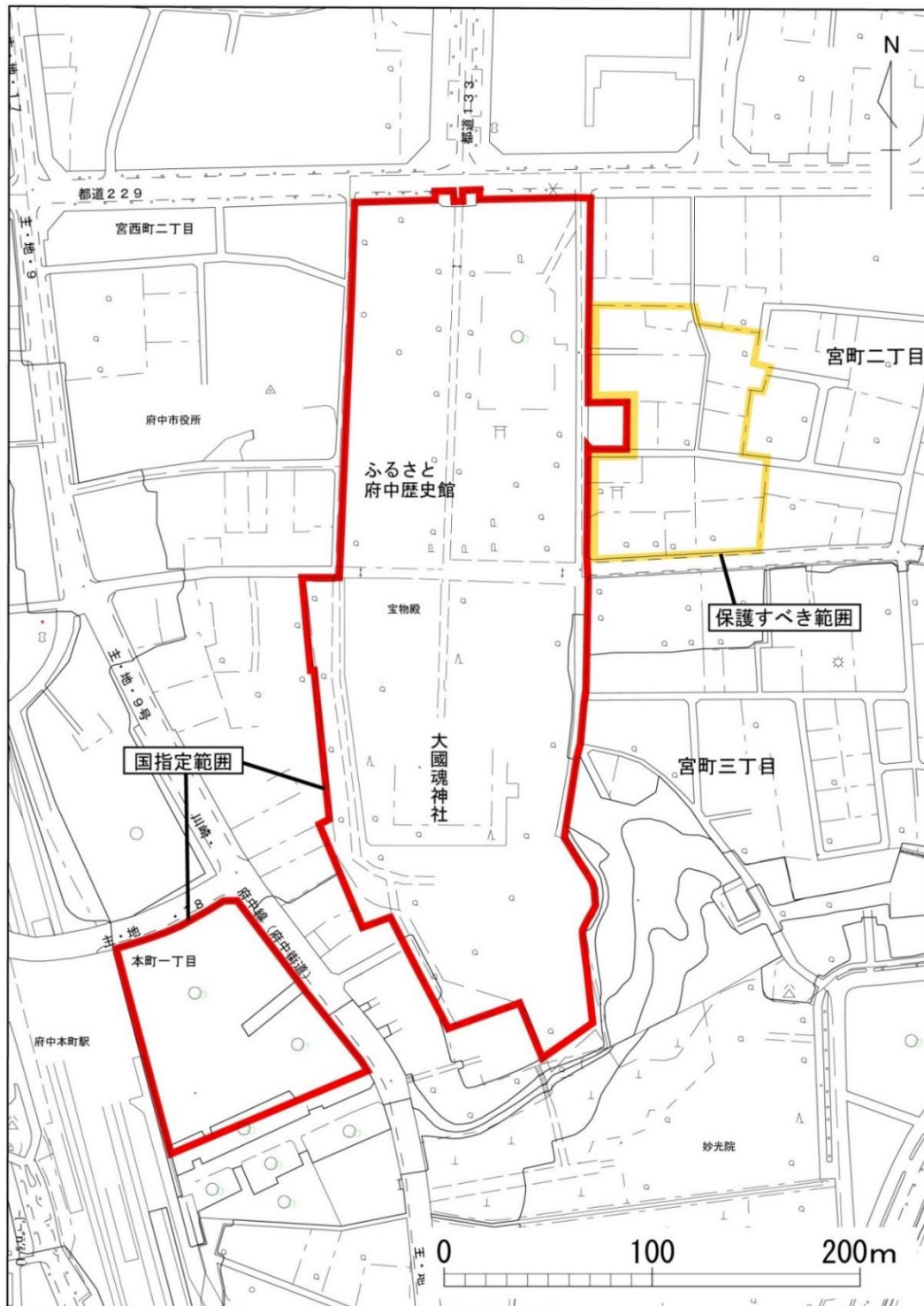
凡例
 — 史跡指定地境界線

国史跡武蔵国府跡（国司館地区）遺構図

3. 史跡指定地周辺の保存管理

- ・ 既史跡指定地に隣接する、国衙中枢部の一辺 100m 四方の区域を「将来保護すべき範囲」とし、建て替え計画等に際しては、土地所有者のご協力を仰ぐよう努める。当該区域は、特に遺構の保護を図っていく重点区域として、史跡の追加指定を視野に入れつつ、保存目的の確認調査を今後も継続していく。また、指定地外において、発掘調査により貴重な遺構が検出された場合、もしくは貴重な遺構の検出が想定される場合にも、その保存のための方策を図る。

図 14 将来保護すべき範囲



- ・府中市には、多摩川の作り出したハケ沿いの緑と湧水、浅間山に代表される緑豊かな自然環境、武蔵の国府や武蔵府中熊野神社古墳、大國魂神社とケヤキ並木に代表される伝統ある歴史的環境、郷土の森博物館を中心とした文化的環境という、大きな3つの文化財を取り巻く環境の柱がある。これらと地域に点在する貴重な文化財を結びつけた広域的なネットワークづくりを図る。
- ・こうした個性的な地域の文化財が魅力あるまちづくりの核として活用され、活力ある地域づくりに役立てることが期待されている。
- ・地域づくりに活用するに当たっては、文化財の本質的価値が損なわれることのないように充分留意し、計画する。
- ・国司館地区は、JR 府中本町駅前に立地するため、JR 東日本と連携をとりながら、周辺環境を整えることが課題である。
- ・指定地周辺の環境を守るための地域を長期に渡って確保し、さらに景観条例や都市計画法等で環境の保全を図る。

IV 整備・活用

(1) 現状と課題

- ・ 国衙地区には大國魂神社が存在し、周辺は住宅密集地であり周辺環境に留意する必要がある。
- ・ 国衙地区では史跡の保存を第一とした上で、いかに神社境内にふさわしい整備・活用を図っていくかが課題である。
- ・ 国司館地区は、JR 府中本町駅前に位置する全国的にも稀有な立地条件であるため、周辺環境との調和を図る必要がある。
- ・ 国司館地区は古代の武蔵国府国司館の遺構を中心として、近世の府中御殿の遺構も併存する複合遺跡であり、特に史跡の本質的価値である古代の国司館を正しく理解できるよう配慮する必要がある。
- ・ 国司館地区は、近接する東京競馬場(JRA)に配慮して整備し、活用を図る必要がある。
- ・ 国司館地区は都市施設に囲まれ、周辺を含めて土地利用の制約を受ける可能性があり、周辺の住宅環境や都市活動との関係を考慮する必要がある。
- ・ 国衙地区・国司館地区の周囲に存在する、古代から近世の文化財との連携が課題である。
- ・ 国衙地区と国司館地区をつなぐ動線を考慮する必要がある。

(2) 基本方針

- ・ 史跡指定地内の遺構、遺物を適切に保護し整備を行う。
- ・ 史跡の本質的価値が見学者に容易に理解されるよう、適切な情報提供を行う。
- ・ 古代からの歴史の重層性と現代の都市活動が融和する空間づくりを行う。
- ・ JR 府中本町駅周辺の賑わいと魅力づくりに向けた環境整備を行う。
- ・ 府中市や地域の魅力の発信とおもてなしの環境づくりなど観光交流を促進する整備を行う。
- ・ 本史跡をはじめとした地域の歴史文化を学ぶ場としての整備・活用を行う。
- ・ 地域の人々の暮らしとともに活用される市民活動の場づくり、憩いの場としての整備を行う。
- ・ 市内の文化資源や周辺の関連遺跡等を結び、広域的な歴史資源をめぐる拠点としての機能を充実させる。
- ・ 整備後の史跡の活用を積極的に行うために、広い視点から活用の方策を検討する。

(3) 活用の施策

①市民の文化遺産への理解と愛情を深める取組

文化遺産の保存・活用の推進は、市民一人一人が日常生活の中で文化財に親しみ、文化財を大切にすることを育み、文化財の保護・活用の担い手として、主体的に活動していける環境をつくることが重要である。

これまで、文化財の様々な情報の提供は、各種刊行物や展示会等を中心に行われてきたが、今後は、様々な手法を用いた文化財活用計画を策定する必要がある。

例えば、インターネットホームページの充実と文化財の保存活用を担う人材支援ネットワーク

を構築することや、老若男女全てが生涯を通して文化遺産に親しむ機会を提供するための講座やシンポジウムの企画、各文化センターでの巡回展示と講座などを積極的に推進することが必要である。

また、本史跡の保存整備活用事業は、市民主体の協議会を中心に、整備途中も市民に公開するなど、市民に文化遺産を守ることへの理解を深めるよう努める。

②学校教育との連携

文化財の保存と活用は、世代を超えて文化財愛護の認識を持ち続けることが重要である。子どもたちの世代には、学校教育との連携が欠かせない。幼い頃から歴史に見て・ふれる場を提供することによって、文化財を大切に作る心の涵養を図ることが大切である。

特に、より一層総合学習の時間において、直接文化財に見て・ふれる機会を充実し、身近な文化遺産にふれる機会を増やすことが望まれる。そのためには、本史跡において、体験学習会を開催することや出前講座のような学習機会をより一層積極的に活用することが求められている。

また、各学校では、本史跡を積極的に訪問し、学習に役立てる配慮が望まれる。こうした取組のためには、学習に適した文化財のデータベース化を図り、子どもたちが文化財に親しみやすい環境を作っていくことが必要である。

③府中御殿の観光交流資源としての活用

国司館地区の府中御殿跡は、徳川家康との関係から市民には大変関心の深い史跡である。近接した大國魂神社内には元和4年（1618）に二代将軍秀忠の命によって造営された徳川家康を祀る東照宮がある。徳川家康の知名度を活かし、観光交流資源として積極的に発信を行うために、大國魂神社の協力を得て東照宮と一体化を図り、連携した活用を行う。

④市内・近郊の広域的な歴史文化資源を巡る拠点としての活用

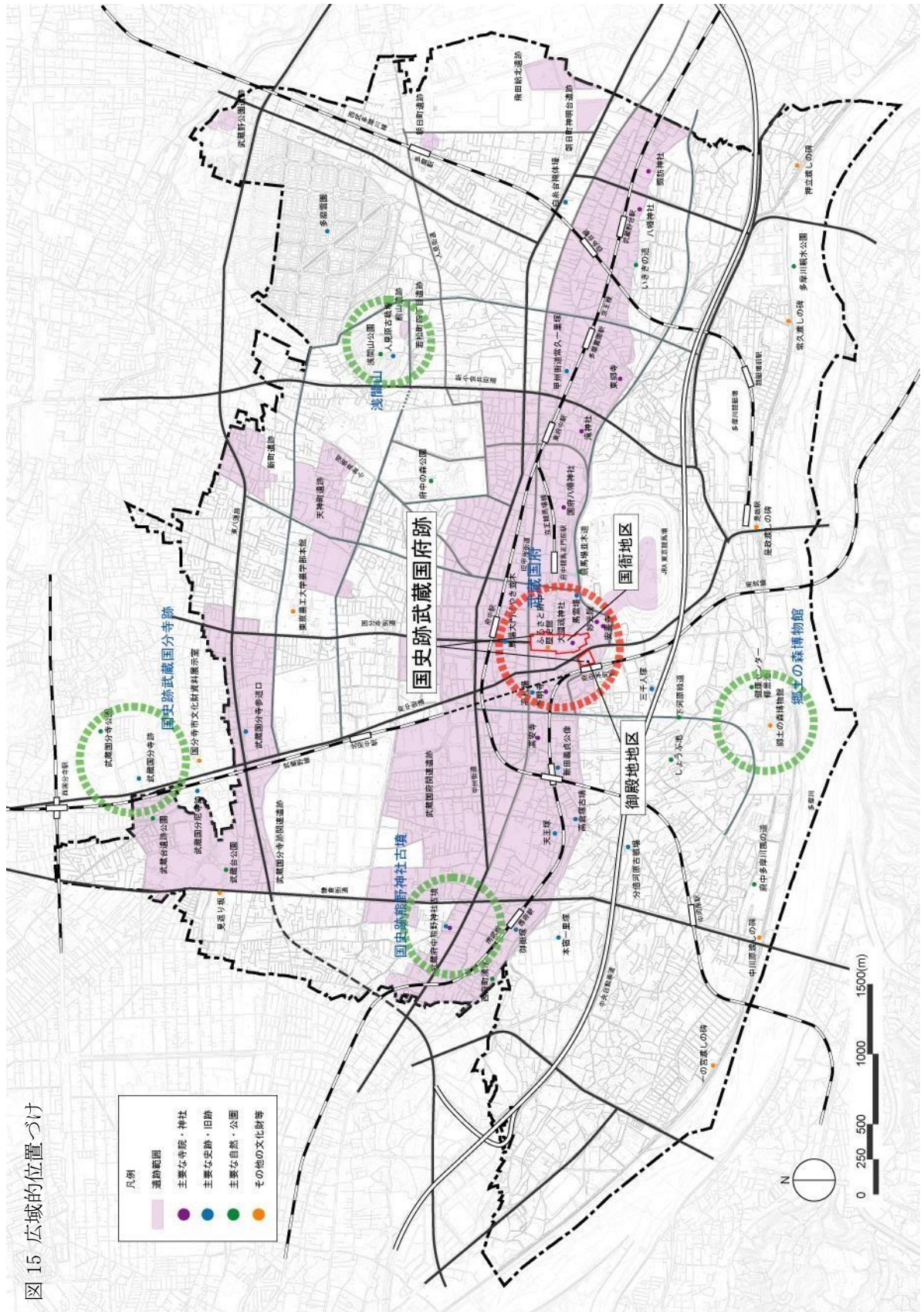
京王線府中駅とJR府中本町駅に挟まれ、府中市の中心部に位置するという立地条件を生かし、大國魂神社をはじめとする市内の寺社、ケヤキ並木や旧甲州街道、宿場町として栄えた歴史など、周辺の歴史探訪・散策の起点とし、史跡や各種の歴史文化資源・観光資源と有機的に連結するネットワークを形成していく。さらに、市内外の歴史資源をめぐる中で、府中という地域を十分に楽しんでもらえるよう、より広域的な文化観光視点からみた拠点となるような活用を考える。

⑤モバイル情報端末の新技术等を用いた活用

近年、携帯電話・スマートフォン・タブレット端末などを用いての情報発信技術が急速に発達しており、AR(拡張現実)と呼ばれる、現実の風景にデジタル合成などによって作られた情報を重ね合わせて表示する技術や、GIS(地図情報システム)とGPS(衛星測位システム)技術を用いた、現地に立つとその場所の発掘調査情報や史跡情報等が得られる、携帯デバイス向けのサービスが登場している。これらの技術の活用による遺構の仮想復元など、より視覚的な体験を提供することで、遺跡をより手軽に、身近な存在として興味を持ってもらうことが可能となる。

これらの新技术の発達は大変急速であり、技術の進歩を注視しながら、史跡の活用への導入を検討していく必要がある。

図 15 広域的位置づけ



V 運営及び体制整備

(1) 現状と課題

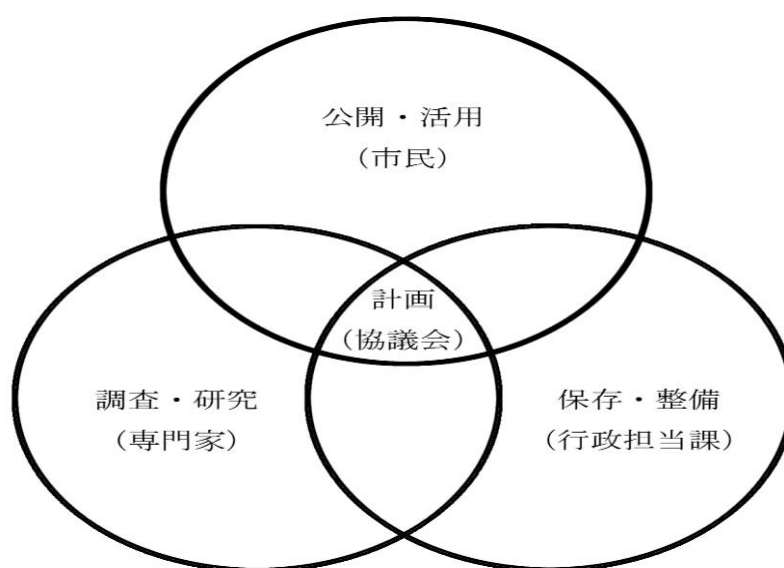
- ・ 国衙地区は大半が大國魂神社境内となっているため、神社境内については、神社の管理である。すでに整備された地区については、地元住民の協働による管理となっている。
- ・ 国司館地区は公有地であるため、現在は府中市が主体となっている。
- ・ 本史跡の活用・運営における国衙地区内の「ふるさと府中歴史館」が果たす機能について、検討が必要である。
- ・ 管理運営を行う組織のあり方やその方法についての検討が必要である。
- ・ イベントの開催や祭事との連携など本史跡の活動計画の策定について、検討が必要である。

(2) 基本方針

- ・ 史跡の管理・運営を継続的に行うために、大國魂神社、府中市・府中市教育委員会、地元住民の協働による管理・運営を行う。
- ・ 史跡の保存管理に関して、管理者に疑義が生じた場合ないしはここに定めのない事項については、史跡の管理者と府中市が協議し、協力して解決を図るものとする。

(3) 施策

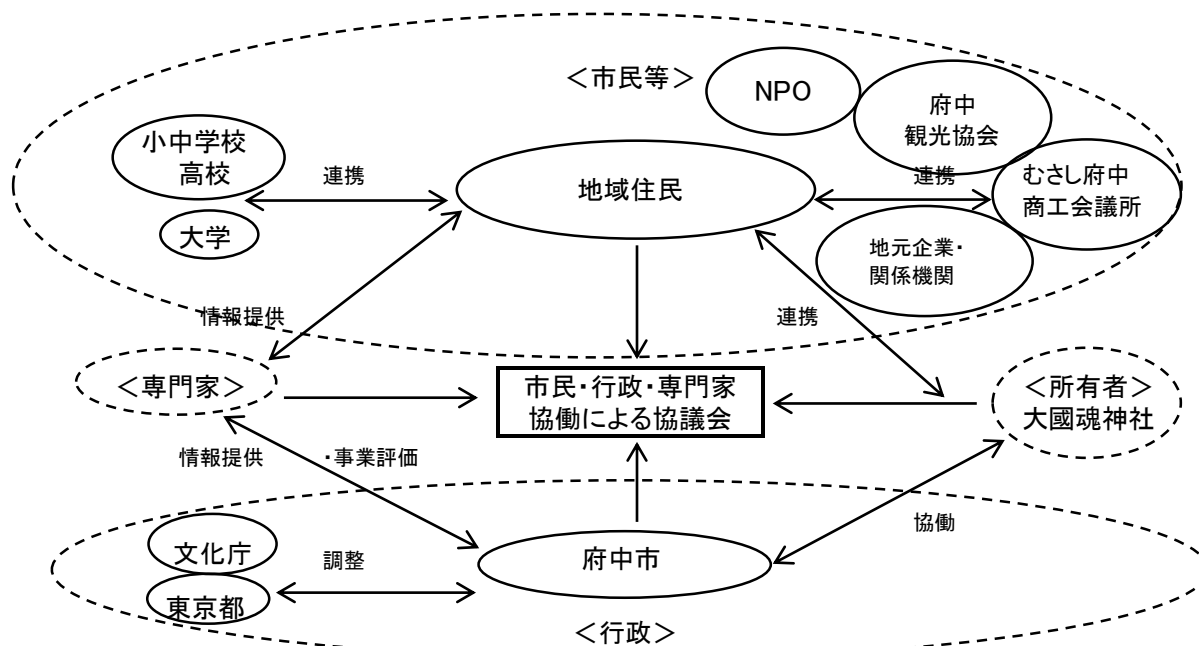
歴史由緒ある府中市の重要な資源である文化遺産の活用を行うために、市民・行政・専門家（文化財保護審議会等）の協働による協議会において、具体的な活動の手法・計画の検討を行う。



国史跡武蔵国府跡保存管理・運営体制イメージ

国史跡武蔵国府跡保存管理・運営に向けた関連団体の役割

主体	役割	
大國魂神社	・土地所有者としての史跡の維持管理	
市民等	むさし府中商工会議所・府中観光協会・NPO・地元企業・関係機関（JR東日本、JRA東京競馬場等）	・地域活性化に向けたイベントの企画・開催・参加
	小中学校・高校・大学	・教育での武蔵国府跡の活用 ・イベントへの参加・協力
	地域住民	・発掘調査の実施・史跡保存への協力 ・各種イベントの企画・開催・参加 ・日常点検の実施 ・普及・啓発活動の実施 ・環境美化活動の実施
専門家	・発掘調査の実施に係る指導・助言 ・文化財の保存整備活用に係る各種施策への指導・助言	
府中市	政策総務部	・市役所内の調整
	行政管理部	・用地取得に係る調整
	生活環境部	・各種イベント実施への協力 ・府中市観光振興プランに基づく観光施策の実施 ・環境美化の促進
	市民協働推進本部	・各種イベント実施への協力 ・市民協働の推進に向けた調整
	都市整備部	・史跡指定地（市道部分）の維持管理 ・府中市景観計画に基づく景観形成の推進 ・府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業の調整
	文化スポーツ部・教育委員会	・文化財保護法に基づく各種届出・事務 ・埋蔵文化財発掘調査の実施 ・保存管理計画の推進・普及啓発 ・整備活用事業の企画・実施
文化庁・東京都	・各種施策・事業に係る文化財保護行政からの指導・助言	



国史跡武蔵国府跡保存管理・運営に向けた関連団体の連携イメージ

VI 今後の課題

1. 武蔵国府跡の調査・保護のための今後の取り組み

- ・ 今後も発掘調査を継続し、国衙の中核である国庁域の確定を行う。
- ・ 国衙中枢域と想定される「将来保護すべき範囲」については、建て替え計画等に際しては、保護に向けて土地所有者のご協力を仰ぐように努める。
- ・ 国衙域の西半域は大國魂神社境内とほぼ一致し史跡指定を受けたが、東半域についても保存目的のために今後も発掘調査を続ける。
- ・ 国庁域・国衙域解明にとどまらず、古代武蔵国府の全体像解明を大きな目標とし、史跡指定地周辺のみならず府中市域に広がる包蔵地の発掘調査を今後も続ける。
- ・ 国衙・国庁域にかぎらず、古代武蔵国府に関わる重要な発見に際しては、保護に向けて土地所有者のご協力を仰ぐように努める。

2. 周辺の都市機能や様々な土地利用等との共存・調和の検討

国史跡武蔵国府跡（国司館地区）は、かつて富士山や多摩の横山（多摩丘陵）等への眺望に優れた場であったが、周辺の市街化・中高層建築の立地等によりかつての眺望の確保が困難となっている。



写真 13 府中本町駅「富士山が見える窓」からみた富士山。かつては御殿地から眺めることができた



写真 14 往時の良好な眺望を得るための視点場の形成や周辺都市施設等との景観的な調和が必要

府中本町駅や府中街道など、都市交通を支える重要な施設に囲まれており、各種施設の更新にあわせ、史跡の保存に配慮しつつ遺構に与える影響の軽減や景観的な調和を図るなど、史跡の保存活用に関わる整備として、長期的・段階的な協議調整を行いつつ取り組むことが必要である。

3. 国史跡武蔵国府跡（国司館地区）内における保存・活用に係る施設整備の検討

国司館地区は時代が異なる史跡が重複し、武蔵国府に関連する国司館跡が極めて重要な史跡である一方、地区の名称となった府中御殿に対する関心が高く、国司館への理解を高めるための空間や施設の表現方法の検討が求められる。また国司館と御殿の立地の関連性など、史跡の本質的価値を前提としつつ、重複する重要な歴史資源の活用方策の検討が必要である。

一方で、この地区は周囲が市街化しており、駅前立地という状況から、史跡の歴史的価値への認知を高めるとともに、地域の活力向上に資する賑わいづくりとしての活用が求められている。

史跡の保存整備にあたって、遺構の保護と必要な施設整備を検討するとともに、周辺市街地の更新にあわせた整備や、隣接するJR・JRAなど事業者と連携した施設整備などの調整が必要である。

4. 主要な歩行者動線から人々を国史跡武蔵国府跡に引き込む工夫の検討

国史跡武蔵国府跡は、鉄道駅や市役所など都市活動の拠点で、市民の日常的な暮らしの場であり、不特定多数の人々が行き来する場所に立地している。

史跡への関心の有無に限らず多くの人々に触れる史跡であることを活かし、武蔵国府を意識し興味がわくように、歴史文化の演出や日常的に活用できる空間づくりなど、人々を引きつける工夫が必要である。

また国衙地区と国司館地区を結ぶ動線については、本史跡を有効に活用するため、環境に配慮しつつ早期に整える必要がある。

5. 周囲の関連遺跡など歴史文化の相互連携による地域の活性化の検討

国史跡武蔵国府跡は、大國魂神社や東照宮など徳川将軍関連の歴史資源や周辺の文化資源との関係など広域的に捉えて、府中市の歴史文化の重層性や連続性を体感し、地域の魅力として賑わいや活性化に向けた活用が必要である。

附 編

- ・ 国史跡武蔵国府跡保存整備活用検討協議会設置要綱
- ・ 文化財保護法(抜粋)
- ・ 「社会的調査の結果」 についての資料

国史跡武蔵国府跡保存整備活用検討協議会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、国史跡武蔵国府跡の保存、整備及び活用に関する指導と検討を行うため、国史跡武蔵国府跡保存整備活用検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2 協議会は、次の事項について検討する。

- (1) 国史跡武蔵国府跡の保存、整備及び活用に関すること。
- (2) その他必要な関連事項

(構成)

第3 協議会は、府中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が依頼する学識経験者等18名以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4 委員の任期は、平成25年7月から平成30年3月までとする。

(会長等)

第5 協議会には、会長及び副会長各1名を置き、会長及び副会長は、委員の互選による。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

(召集及び会議)

第6 協議会の会議は、会長が召集し、会長はその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(分科会の設置)

第7 会長は、必要があると認めるときは、分科会方式で会議を開くことができる。

- 2 分科会は、協議会の委員の中から会長の指名する者で構成し、専門的事項について検討を行う。

(作業部会の設置)

第7 会長は、会長が指名する者で構成する作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、協議会の運営を支援するため、会長が必要と認める事項について具体的な作業を行い、会長に報告するものとする。

(指導助言者)

第8 協議会は、指導助言者を必要に応じて置くことができる。

- 2 指導助言者は、次の者のうちから充てる。

- (1) 文化庁文化財部記念物課職員
- (2) 東京都教育庁地域教育支援部管理課職員
- (3) 府中市郷土の森博物館学芸員

(庶務)

第9 協議会の事務は、府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。

文化財保護法

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正：平成二十三年五月二日法律第三七号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（生生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

らない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認める

ときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理

由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第二十條で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をする

について、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要がある

るとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終改正：平成二四年七月二五日政令第二〇二号

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからトまで及びりに掲げる現状変

更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(抜粋)

(昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号)

最終改正：平成八年一〇月二八日文部省告示第一八五号

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- 一 動物
 - (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
 - (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
 - (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
 - (四) 日本に特有な畜養動物
 - (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
 - (六) 特に貴重な動物の標本
- 二 植物
 - (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
 - (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
 - (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
 - (四) 代表的な原野植物群落
 - (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
 - (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
 - (七) 洞穴に自生する植物群落
 - (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
 - (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
 - (十) 著しい植物分布の限界地
 - (十一) 著しい栽培植物の自生地
 - (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地
- 三 地質鉱物
 - (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
 - (二) 地層の整合及び不整合
 - (三) 地層の褶曲及び衝上

- (四) 生物の働きによる地質現象
 - (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
 - (六) 洞穴
 - (七) 岩石の組織
 - (八) 温泉並びにその沈澱物
 - (九) 風化及び侵蝕に関する現象
 - (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
 - (十一) 氷雪霜の営力による現象
 - (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)
最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一七号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添え

るものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条 で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条 で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十二条第二項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の

写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七條第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七條第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七條第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)
最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一〇号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)
第五条 法第六十七條第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七條第一項第五号 括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八條第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九條第一項第二号 の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (抜粋)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成一七年三月二八日文科科学省令第一一七号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。) 第二百五條第一項 の規定による許可を受けようとする者 (以下「許可申請者」という。) は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官 (法第八十四條第一項第二号 及び文化財保護法施行令 (昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。) 第五條第四項第一号 の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会) に提出しなければならない。

一 史跡 (特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝 (特別名勝を含む。以下同じ。) 又は天然記念物 (特別天然記念物を含む。以下同じ。) の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為 (以下「現状変更等」という。) を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料が

あるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五條第一項 の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官 (法第八十四條第一項第二号 及び令第五條第四項第一号 の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会) に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五條第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状 (指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状) に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を求めようとする場合には第一条 及び第二条 の規定を、法第六十八條第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を受けた場合には第三条 の規定を準用する。

2 法第六十八條第三項 で準用する法第二百五條第一項 ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五條第四項第一号 又の管理のための計画 (以下「管理計画」という。) には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

（平成一二年四月二八日文部大臣裁定）

I 共通事項

（一）現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

（二）次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（三）都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（四）都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

（一）「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

（二）次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

（三）新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

（四）新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

（一）新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（二）新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

（一）「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

（二）「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

（三）「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

（四）「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

（五）道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

（六）工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

（一）「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

（二）設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（三）標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

（一）「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

（二）改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

（一）「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して

除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 (抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)
最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一七号

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域

の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡に建立する石碑の取扱について

(昭和43年1月文化財保護委員会通知)

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委におかれては、これまで通り原則として許可しないよう指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受けられるようお取り計らい下さい。

申請条件

1 建立の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に関係ぶかいもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

3 建立場所

重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

4 石碑の高さ

3メートル以下

5 石碑の占有面積

10㎡以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろん、設計図面を添付すること。

昭和43年1月

文化財保護委員会事務局 記念物課

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について (抜粋)

(平成一二年三月一〇日庁保伝第一四号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

第三 史跡名勝天然記念物関係

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務(法第八〇条)は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと(法第九九条第一項第二号並びに令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項)。

○ 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準(新地方自治法第二四五条の九)については、追って定める予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資

料の提出については、別途依頼する予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない(法第八五条の三)(第八二参照)。

○ 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる(法第九九条第四項)(第八四参照)。

(一) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

(i) 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県(市の区域内における現状変更等については、当該市)の教育委員会が行う(法第九九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで)。

① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積が一〇〇㎡以下のものをいう。②において同じ。)の新築、増築、改築又は除却(同号イ)

② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却(同号ロ)

③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後五〇年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕(同号ハ)

④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)

⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修(同号ホ)

⑥ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。)(同号ヘ)

屋外広告物法 (抜粋)

(昭和二十四年六月三日法律第八十九号)

最終改正：平成二三年六月三日法律第六一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法(昭和三十四年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住

居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第九九条第一項若しくは第二項又は第一百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第四百三十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りょう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

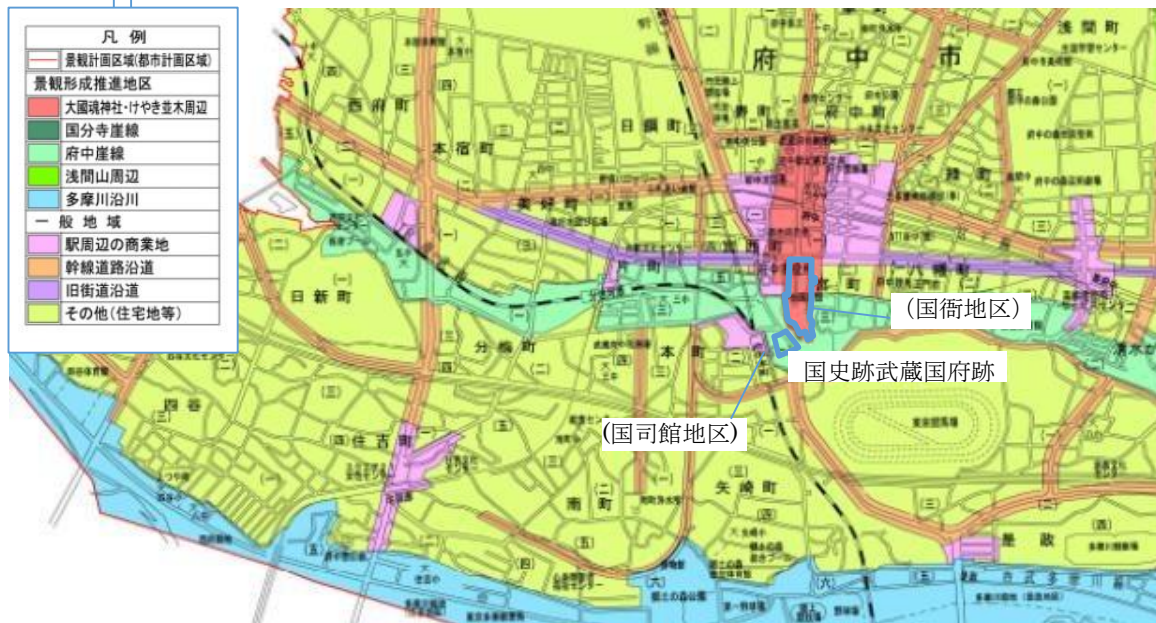
(景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第七条第一項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

指定地の現況（社会的調査の結果）

【景観計画】

景観計画区域区分



■大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区における景観形成の目標及び方針

○景観形成の目標

- ア 駅周辺などの業務施設や公共公益施設が集まる市街地では、商業地のにぎわいを連続させるとともに、都市の顔としての風格ある空間づくりを進めます。
- イ 大國魂神社や馬場大門ケヤキ並木などの景観資源を活用し、親しみがあり愛着と魅力を感じる街並みを形成していきます。
- ウ 府中駅を中心とした商業・業務拠点地区にふさわしい活力と利便性の高い景観づくりを進めます。
- エ 広域からの外来者のある観光や伝統行事などの拠点にふさわしい景観づくりを進めます。

○景観形成の方針（景観法第8条第2項第2号）

大國魂神社とけやき並木は府中のシンボルであり、周辺には武蔵国衙などの大変重要な歴史的資源があります。これらの資源を生かした府中駅周辺の景観づくりを進めます。

府中駅周辺などの業務施設や公共公益施設が集まる市街地では、商業地のにぎわいを連続させるとともに、都市の顔として風格のある空間づくりを進めます。

ア けやき並木と調和する視点

- ・ けやき並木を保全するために建物の高さを抑え、壁面を後退します。
- ・ 原色など目立つ色彩の壁面や広告物・看板を抑えます。
- イ 大國魂神社と調和した落ち着いた雰囲気育てる
- ・ 原色など目立つ色彩の壁面や広告物・看板を抑えます。
- ・ 落ち着きある建物デザインとします。

ウ 商業地のにぎわいを連続させる

- ・ 壁面の位置や軒高をそろえます。
- ・ 住宅の場合も、1・2階部分は商業施設を誘導します。

- ・ 駐車場やごみボックス置き場は目立たないように工夫します。
- エ 風格ある街並みをつくりだす
- ・ 建物の色調を落ち着いたものとします。
 - ・ 目立つような高い位置に広告物を設けないようにします。
 - ・ 壁面を後退してゆとりある歩行空間を確保します。
- オ 周囲の街並みとの調和
- ・ 隣合う開発地や近隣の建物のデザインや色調を調和させます。

■府中崖線景観形成推進地区における景観形成の目標及び方針

○景観形成の目標

- ア 既存の緑や湧水地、地形などを保全するとともに、修景や整備、案内板の設置などにより、連続性のある景観を形成していきます。
- イ 崖線沿いの散歩道の整備、坂道の修景などを図り、市民が日常的に親しめる景観としていきます。
- ウ 崖線周辺の住宅、擁壁等の緑化、修景を進めるとともに、崖線への視界や崖線からの眺望に配慮した景観形成を進めます。

○景観形成の方針（景観法第8条第2項第2号）

崖線に残る斜面緑地は都市に残る貴重な自然資源です。建築物の設計に当たっては、従前の地形を生かすとともに既存の緑を残します。

ア 崖線の地形を生かす

- ・ 切土や盛土をきめ細かくすることで従前の地形を残します。
- ・ 建築物は地形になじませるように分節化します。
- ・ 屋根や壁面は自然に調和した素材や色彩とします。

イ 連続した緑をつくる

- ・ 斜面の既存樹木はできるだけ残すような建物の配置とします。
- ・ 緑地部分の造成を行う場合は、地表面の修復や高木の植栽により緑化します。
- ・ やむを得ず擁壁とした場合もツタなどで覆い緑化します。

ウ 湧水の保全

- ・ 地下水の流れを断ち切らないような建物の立地とします。
- ・ 透水性舗装など地下水を涵養する配慮をします。

【景観協定】

隣接するマンションとの景観協定の内容は次のとおり。

■ザ・ミレニアムフォート府中御殿坂景観協定

景観協定区域内における建築物、工作物、緑化、屋外広告物などに関する基準を定め、北側に隣接する国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）及び区域内からの多摩のよこやまの見え方への配慮、並びに、御殿地地区との一体感の創出を増進し、かつ、周辺との良好な景観と環境を形成することにより、利用者が愛着を持ち魅力を感じる景観の形成を促進し、府中本町駅前地区の快適な環境の形成に資することを目的とする。

決定年月日 平成 24 年 1 月 23 日

認可年月日 平成 24 年 3 月 1 日

位置 本町 1 丁目 14 番 32

面積 6,093.70 m²

有効期間 認可日から 5 年間



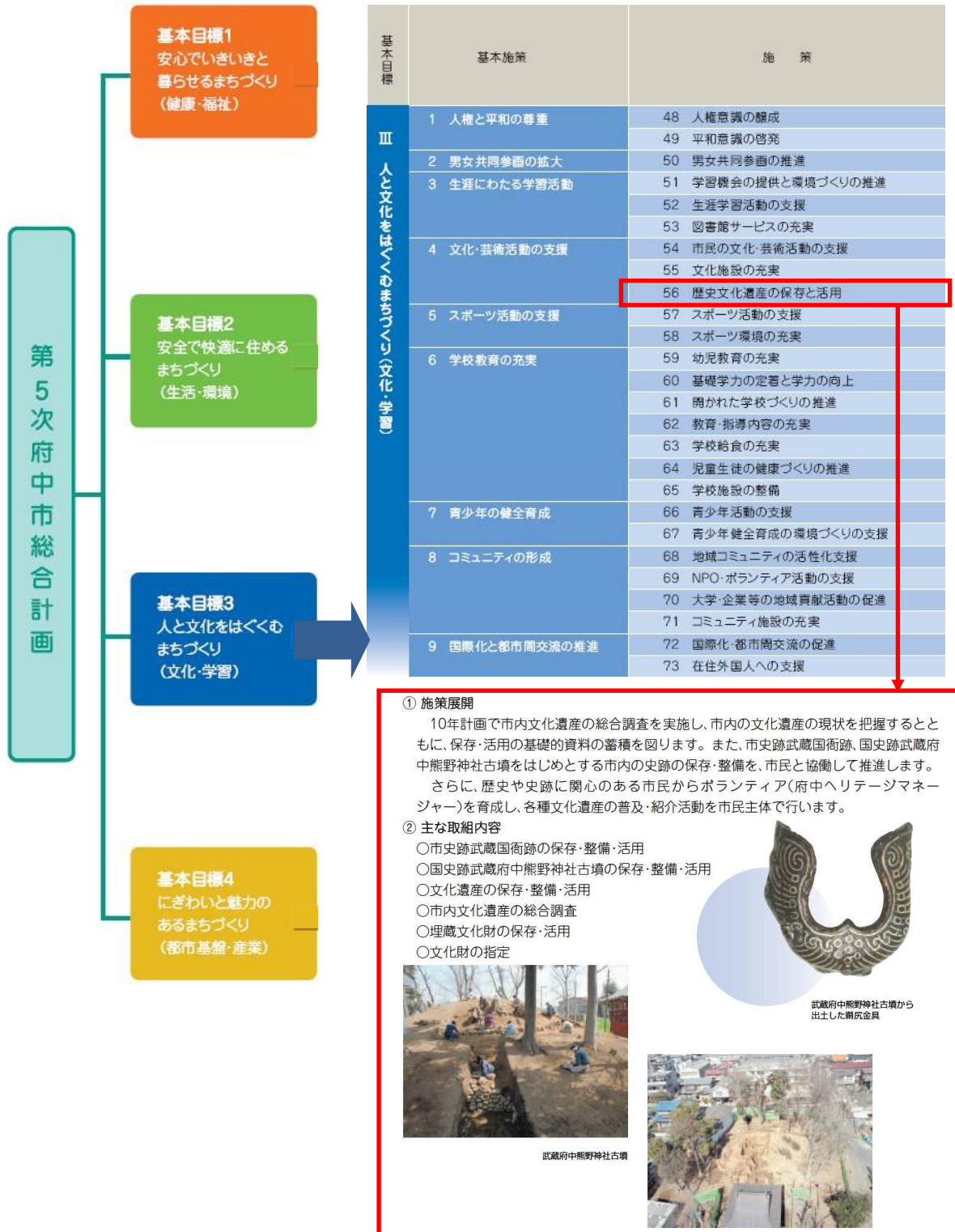
○主な内容 建築物の形態意匠、位置、用途及び建築設備などに関する基準、工作物、緑化等について定め、公開空地については、次の内容が示されている。

〈公開空地〉

- ・フェンス、植栽等：公開空地の周囲に設置するフェンス、植栽等は、公開空地からの多摩のよこやまの見え方に配慮し、眺望を妨げないものとする。
- ・デザイン：デザイン等については、公開空地と御殿地地区との一体感を創出するため、次の事項に配慮するものとする。
 - ・御殿地地区との境界部分には、段差を生じさせてはならない。また、柵及びフェンス等の障害物を設けてはならない。ただし、御殿地地区の管理者と協議し、同意を得た場合はこの限りではない。
 - ・御殿地地区から公開空地への通行を妨げてはならないものとする。
 - ・公開空地の造りこみは、御殿地地区の造りこみ、デザイン等と調和させ、違和感を感じさせないものとする。また、御殿地地区の整備を行う際には、御殿地地区の管理者と協議し、必要な協力を行うこととする。
- ・維持・保全：不特定多数の利用者が快適に利用できるよう、公開空地の状態を保全し、植栽の適正な維持管理や設備等の安全性の確保に努める。
- ・緑化：府中崖線の植生（しょくせい）や緑の連続性及び御殿地地区との一体感の創出に配慮したものとする。ただし、御殿地地区の管理者と協議し、了承を得た場合は、この限りではない。
- ・照明：周辺環境との調和に配慮した形態や色彩とし、特に御殿地地区との一体感の創出に配慮したものとする。
- ・屋外広告物等：屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置については、第 8 条にある規定に準ずる。

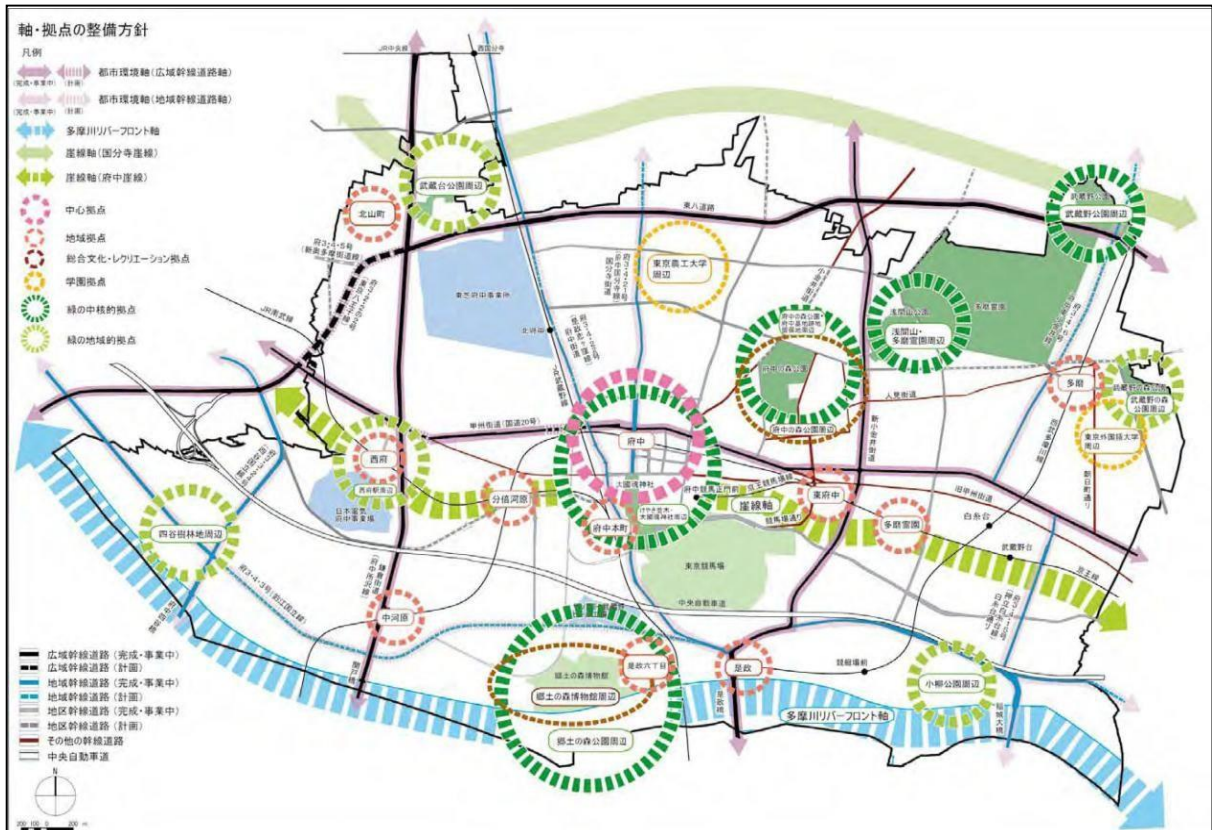
【総合計画】

計画体系と歴史文化遺産の保全と活用に係る主要施策



【都市計画マスタープラン】

軸・拠点の整備方針（都市計画マスタープラン・全体構想）



■府中本町駅周辺、武蔵国府関連遺跡に関する都市計画の方針、位置づけ

【軸の整備方針】

○崖線軸として府中崖線周辺を、崖線の自然環境を守り生かした緑が連続する景観形成を図る

【拠点の整備方針】

○地域拠点として、府中本町駅周辺について、地域のもつ多様な資源を生かし、地域住民の生活に密着した商業、業務、サービス機能の集積や安全で快適な居住環境の整備を図る

○緑の拠点として、ケヤキ並木・大國魂神社周辺地区を緑地の一体的な保全と適切な周辺整備を促進する

【土地利用の方針】

○近隣商業ゾーンとして、地域の持つ多様な資源を生かし、地域住民の生活に密着した商業、業務、サービス機能と都市型住宅の調和する土地利用を誘導する

【道路交通体系の方針】

○鉄道の利用環境の充実化に向けて、京王府中駅とJR府中本町駅間の接続の向上を図る

【公益的施設の整備方針】

○武蔵国府関連遺跡や武蔵国分寺跡・関連遺跡の保存に努めるとともに、出土品を展示する場の確保

【景観のまちづくり方針】

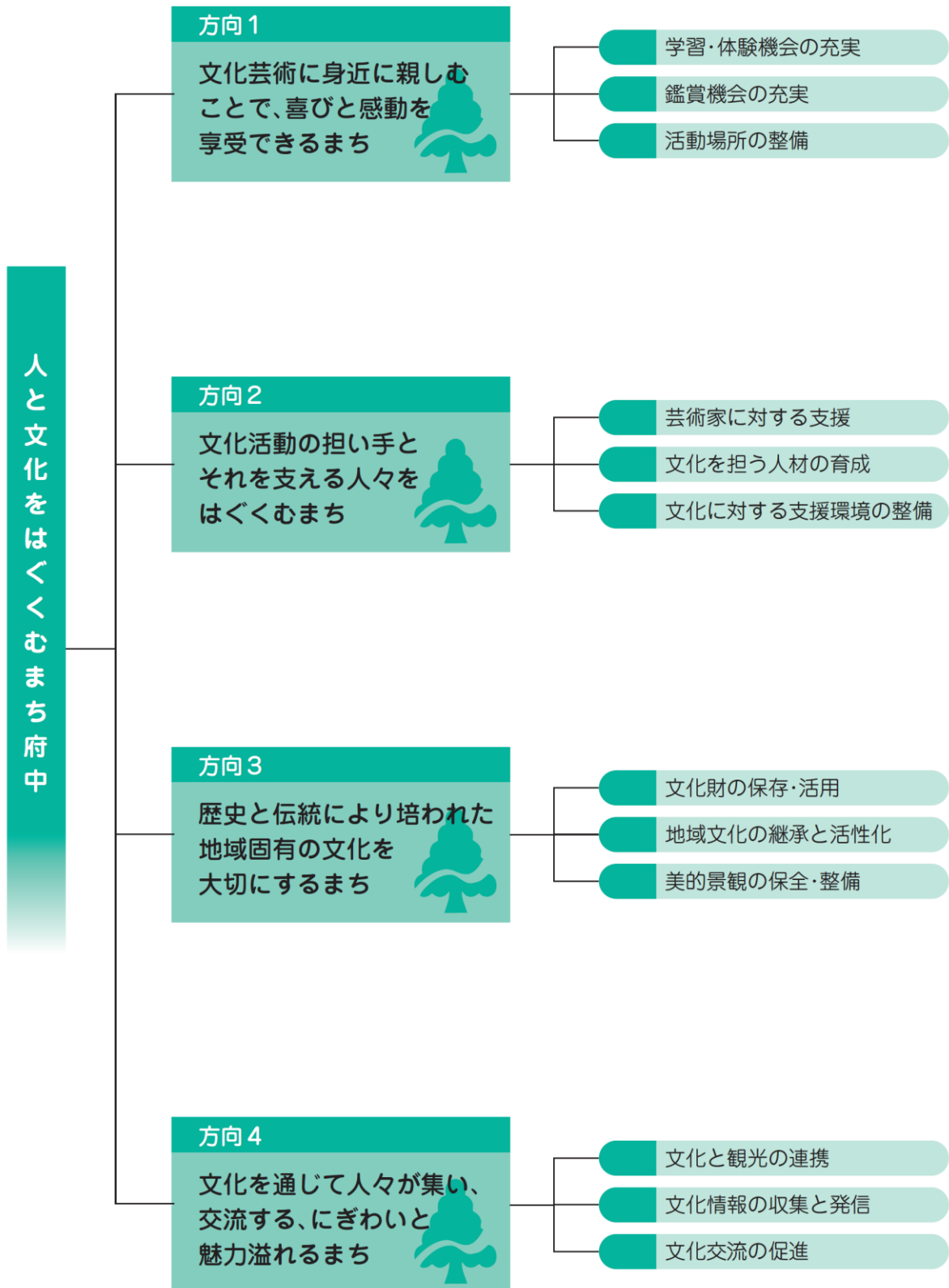
○歴史や文化を生かした景観づくりとして、国史跡武蔵国府跡等の歴史的資源を生かした景観形成

○府中本町駅周辺の生活拠点として交流とにぎわいのある駅前景観づくり

公園・緑地等の整備方針（都市計画マスタープラン・地域別方針）



【文化振興計画】



■計画の方向性と施策

○方向1 文化芸術に身近に親しむことで、喜びと感動を享受できるまちづくり

- (1) 学習・体験機会の充実
- (2) 鑑賞機会の充実
- (3) 活動場所の整備

○方向2 文化活動の担い手とそれを支える人々をはぐくむまちづくり

- (1) 芸術家に対する支援
- (2) 文化を担う人材の育成
- (3) 文化に対する支援環境の整備

○方向3 歴史と伝統により培われた地域固有の文化を大切にするまちづくり

(1) 文化財の保存・活用

長い歳月を経て伝えられてきた歴史上重要な史跡や貴重な文化財を適切に整備・保存するとともに、公開・普及に取り組むなど積極的に活用することで、次世代に継承します。

《主要な施策》

・文化財の調査・保存・活用

市内の貴重な有形・無形文化財を後世へ伝えていくために、文化財に関する総合調査を実施し、現状を把握するとともに、基礎的資料の蓄積を図ります。また、これらの保存・活用を、市民と協働で推進します。

・地域の歴史の紹介・普及

歴史や史跡に関心の深い市民を募り、ヘリテージマネージャーなどを養成し、地域の歴史の紹介・普及活動を市民主体で行えるように支援します。

(2) 地域文化の継承と活性化

(3) 美的景観の保全・整備

○方向4 文化を通じて人々が集い、交流する、にぎわいと魅力溢れるまちづくり

(1) 文化と観光との連携

本市には、特色のある文化的資源（歴史資源、自然資源、文化施設など）が数多く存在し、これらは貴重な観光資源にもなっています。こうした文化的資源を整備するとともに、これらをつないだ魅力的な観光ルートを開発し、市内各所で行われている文化的催しとあわせてPRすることで、文化、観光、産業振興との連携を図り、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

《主要な施策》

・文化的資源をつないだ観光ルートの開発

市内の文化的資源をつなぐ魅力的な観光ルートを開発していくことで、観光客の増加を図ります。また、文化スポットへのアクセス改善に加え、レクリエーション的要素の導入を図ることで誘客効果を高め、にぎわいと魅力溢れるまちづくりを推進します。

(2) 文化情報の収集と発信

(3) 文化交流の促進

【観光振興プラン】

観光振興プランにおける基本目標

(1) キャッチフレーズ

過年度実施の「観光資源調査」で提案された「観光の標語」及び、本年度の検討結果を踏まえ、本プランにおけるキャッチフレーズを以下のように設定しました。

市外来訪者向け

「歴史」がある 「色」がある 「音」がある
ぶらり訪ねてみませんか 武蔵の府中
～新宿から電車で20分～

●国府としての歴史、けやき並木をはじめとする自然の醸し出す色、くらやみ祭の太鼓や多摩川が奏でる音など府中の魅力を3語に凝縮するとともに、交通便利性の高さを加え、気軽に訪ねてもらえる街であることを表現した。

市民向け

きれいな街とやさしい心でおもてなし
～歴史・文化・みどり豊かな府中～

●清潔な街と、優しく清らかな心が、何にも代えがたい「おもてなし」であると考え、市民が共有すべき想いを端的に表現した。

(2) 基本理念

基本理念は以下のとおりです。

◆武蔵国の国府が置かれていた史実や豊富な自然資源を活かし、歴史・文化、自然、食などの『地域の魅力』を磨き、『資源のネットワーク化』と『情報発信』に加え『おもてなしの心』をもって地域の観光価値を高めることにより、誘客を図り、にぎわいを創出する。

観光振興へ向けた施策の柱

1 観光資源の魅力向上
(1) 地域の魅力の向上
(2) 地域製品の創造と活用の促進

2 情報の発信とニーズの収集
(1) 多様な媒体による情報伝達の促進
(2) 情報に接する機会の創出
(3) 観光データの把握・分析

3 おもてなしの受入態勢づくり

4 多様な主体の連携による施策の推進体制づくり
(1) 観光振興のための協働体制の構築
(2) 施策推進のための環境整備



観光振興プランにおける基本目標

■国史跡武蔵国府跡（国司館地区）と関係が深い施策の抜粋

1 観光資源の魅力向上

地域の魅力向上

魅力ある新たな観光拠点施設等の整備→国史跡武蔵国府跡（家康御殿跡）の整備

市内外を含む広域的な観光施設・資源間の連携強化→旧武蔵国の広域観光を促進する組織づくり

2 情報の発信とニーズの収集

情報に接する機会の創出

祭・イベント時を活用した情報影響・PR→くらやみ祭のパブリックビューイングの導入

3 おもてなしの受入態勢づくり

市内の観光資源を学び、体験する機会の充実

→武蔵国府を体感できるイベントとしての「武蔵府中ふるさとまつり」の開催等

4 多様な主体の連携による施策の推進体制づくり

観光振興のための協働体制の構築

周辺自治体等との連携による広域観光の推進体制の構築

→旧武蔵国の広域観光を促進する組織づくり

観光振興プランでは、最重点施策として位置づけた5つの施策があり、その一つに国史跡武蔵国府跡（国司館地区）に関する施策が掲げられている。

テーマ性が高く四季を通じて魅力のある 観光メニュー（コース）の開発

実施時期
前期・後期

施策の概要

府中市には、多摩川をはじめ四季の楽しめる自然資源のほか歴史資源が多くあります。これらを整理し、四季折々の自然を見て食して楽しめる体験を含めた観光メニューの開発に努めます。

武蔵国にまつわる歴史や四季折々の自然、食などを軸に、体験メニューなどを加えた魅力あるコースづくりを行うとともに、ちゅうバスや自転車などを活用し、より広域での移動をやすくします。

主たるターゲット

主として個人や、家族連れなどの少人数グループをターゲットに想定し、年齢層や嗜好に合わせたメニューを開発します。

関係主体と取り組み体制

観光事業者、観光関係団体、観光協会に加え、市民の主体的な参画によっておもてなしの心をもって取り組みます。市外との広域連携も進めます。

施策の推進イメージ

【40～50 歳代のアクティブな夫婦、個人などに贈る、早春の府中サイクルツアー】

観光情報センター
集合

ふるさと府中歴史
館の観覧と学習

大國魂神社参拝
ののち、武蔵国府
跡（国衙跡、家康
御殿跡）を見学

多摩川や下河原緑道
のサイクリングを楽
しみながら戻る



郷土の森博物館
にて観梅



古代米や自分で
取った野菜など
を使った昼食

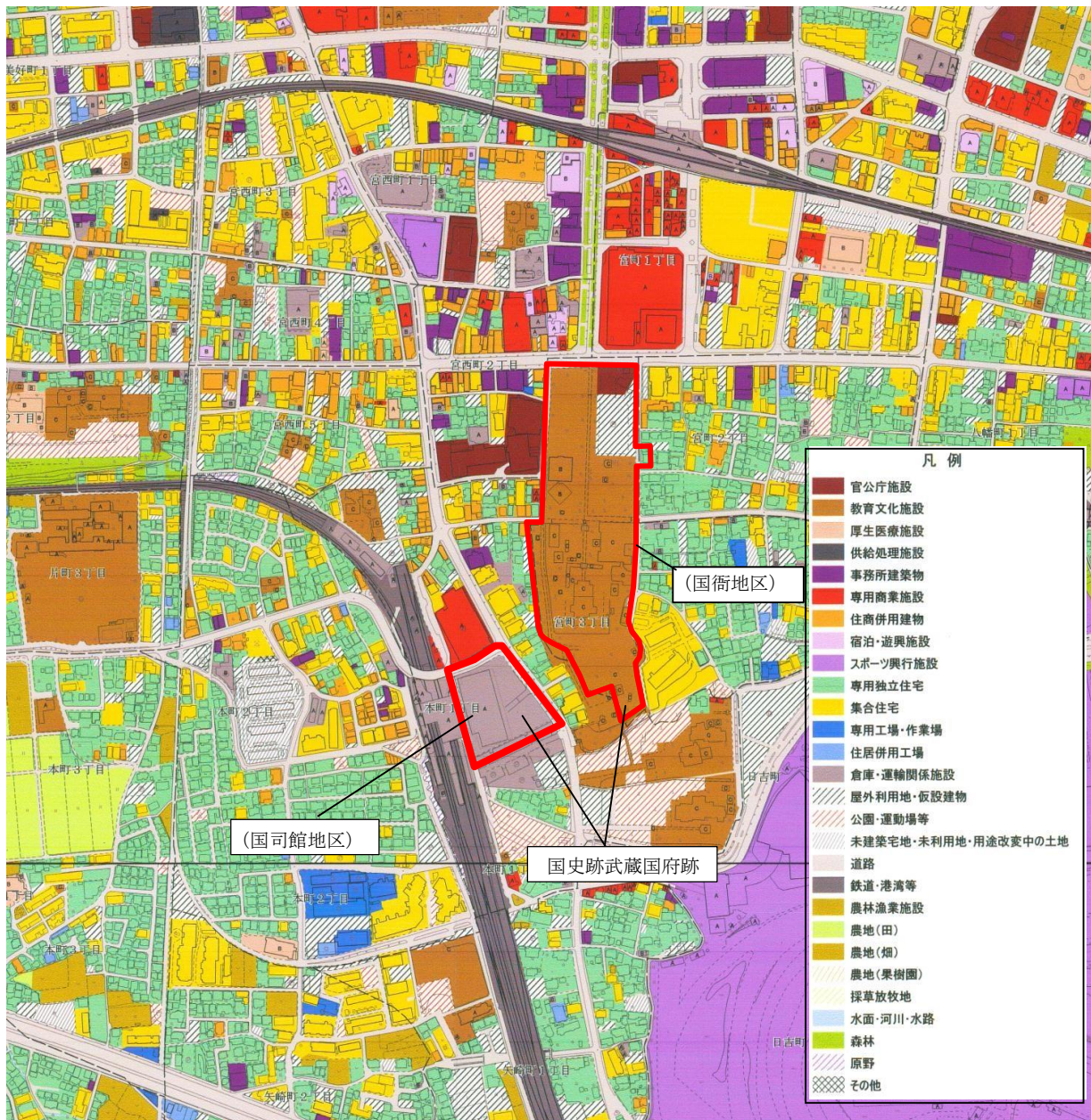


農家での摘み取り
体験で市民との触
れ合いを楽しむ



【土地利用現況】

土地利用現況



出典：『平成 19 年度都市計画基礎調査』より

【道路基盤】

国史跡武蔵国府跡（国司館地区）周辺の道路状況



国史跡武蔵国府跡（国司館地区）
北部の府中相模原線



北部の線路脇線に降りる階段



府中本町駅東（写真奥:東京競馬場
場への歩行者通路）



国史跡武蔵国府跡(国司館地区)内か
ら眺める東京競馬場への歩行者通路



【観光資源・イベントの入込客数】

・くらやみ祭りは約70万人と府中市のイベントで最も多くの観光客を集めている。

表 近年の観光入込客数

単位：人(特記なきもの)

区分	名称	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考
観光資源	郷土の森博物館	416,452	363,985	364,467	386,605	
観光資源	府中市美術館	95,200	91,365	115,145	112,443	企画展のみ
観光資源	府中の森芸術劇場	2,031回	1,604回	1,786回	1,010回	3ホールの貸出回数
観光資源	武蔵国府跡	—	20,000	20,000	20,000	平成20年4月開設
観光資源	府中特産品直売所	96,834	96,425	93,106	87,771	
観光資源	読売新聞府中工場(東京メディア制作)		8,600	7,000	8,600	暦年
イベント	くらやみ祭	700,000	700,000	500,000	700,000	
イベント	すもも祭	100,000	100,000	100,000	100,000	
イベント	府中市民朝市	7,200	4,800	8,100	8,600	平成20年度は1回中止
イベント	観光ガイドツアー	729	1,163	1,390	1,081	
イベント	府中市商工まつり	233,000	221,000	226,000	228,000	
イベント	府中市農業まつり	18,400	14,800	14,000	16,000	
イベント	府中市民桜まつり	234,500	240,500	250,000	230,000	
イベント	郷土の森あじさいまつり	38,798	39,694	40,623	40,688	
イベント	郷土の森梅まつり	89,265	81,075	64,990	70,548	
イベント	けやきフェスタ(よさこいin府中)	106,380	37,765	119,909	122,787	平成20年度は雨天

出典：観光振興プラン

【JRA東京競馬場入場者数】

・JRA東京競馬場の入場者数は1日平均4.7万人(H21事業年度)
来場者の多くは府中本町駅を利用している。

表 JRA東京競馬場入場者数(平成21事業年度)

競馬場別	回数	日数	競走回数	入場者数
東京競馬場	5回	40日	479競走	1,891,081人
中山競馬場(参考)	5回	40日	479競走	1,366,862人

出典：平成21事業年度 事業報告書(日本中央競馬会)

《参考》2012年5月27日(日)ダービー入場者数：11万5407人。

・晴天に恵まれたこともあり、前年比140.3%とアップ。売得金も353億4600万6200円(同122%)
で、うちダービーは227億446万2000円(同114.2%)。入場、売り上げともに前年を上回った。

【府中本町駅の利用状況】

国史跡武蔵国府跡(国司館地区)に隣接するJR府中本町駅の1日平均乗車人数は約17,000人、定期利用者は全体の約4割となっている。

【武蔵府中ふるさとまつりにおける国史跡武蔵国府跡(国司館地区)の活用】

2011年10月9日、2012年11月25日に開催した「武蔵府中ふるさとまつり」において、国史跡武蔵国府跡(国司館地区)を会場として「徳川家康の鷹狩再現!放鷹術実演会」イベントが行われた。

徳川家康の鷹狩の宿泊場所であった府中御殿跡で、家康が好きだった鷹狩を再現する放鷹術実演会を行うことは、国司館地区の活用という意味でも大変意義あることと思われる。当日は大勢の見学者が集まり、駅舎からも見学する人がいた。



「武蔵府中ふるさとまつり」の様子

国史跡武蔵国府跡保存管理計画

発行日 平成 26 年 3 月

発 行 府中市教育委員会
